



# 日本の国際協力とNGO／ODA連携の未来

～政府とNGOのよりよい連携を求めて～

平成21年度 NGO 活動環境整備支援事業  
NGO 研究会(政府との連携) 成果物



## ご挨拶

日本の NGO は、途上国において地域住民に密着して活動し、彼らが置かれている状況やコミュニティの支援ニーズに対する深い理解に基づいて、地域住民に直接裨益する柔軟できめの細かい援助を実施してきています。

外務省は、このような長所を持つ NGO を国際協力における重要なパートナーと位置付け、NGO が実施する事業に対する資金協力、能力強化を含めた NGO の活動環境整備の支援、NGO との対話の促進等、NGO との連携強化に向けた様々な取り組みを行っています。

こうした取り組みの中で、日本の NGO がさらに国際競争力を身につけ、ODA との戦略的連携を進めることで、日本の国際協力をより良いものにすることができるのではないかとの問題意識から、外務省は 2006 年 8 月に「NGO との戦略的連携に向けた五ヵ年計画」を策定し、NGO の ODA 本体事業への参画と能力強化の促進に努めています。

2009 年 4 月には外務省と NGO の連携推進に向けた両者の協議の場である連携推進委員会の下に外務省、NGO 双方の代表者による「五ヵ年計画推進チーム」を立ち上げました。この活動の一環として、これまで省内関係各課の協力を得て NGO 関係者が無償資金協カスキーム全般に対する理解を深めるための勉強会を開催し、各スキームに NGO が参入する上での課題等につき、調査・研究を進めてきました。

本報告書は、以上の調査の結果をとりまとめたものであり、NGO が ODA 事業においてさらに活躍し、NGO と ODA の連携を促進するための各資金協力制度に対する NGO からの提言を内容としています。本書は NGO、政府関係者双方にとって今後の連携を推進していく上で重要な参考となるものであると考えます。

2009 年度には、政務レベルを交えた NGO との意見交換、五ヵ年計画推進チームの創設と活動、日本 NGO 連携無償をユーザー・フレンドリーな制度とするための改革努力など、外務省と NGO の連携推進に向けた活動が活発に行われました。そうした 2009 年度に刊行される本書が外務省と NGO の連携をさらに強化する上で一助となれば幸いです。

末筆ではありますが、当室所管の「NGO 研究会」活動の一環として本件調査業務に従事された五ヵ年計画推進チームの稲場雅紀氏（特定非営利活動法人アフリカ日本協議会）、NGO 側推進チーム・メンバーをはじめ、ご協力いただいた皆様に心からお礼申し上げます。

2010 年 3 月  
外務省国際協力局  
民間援助連携室長  
川口 三男



# 目次

ご挨拶	3
はじめに	6
<b>第1章 NGOプロジェクト向け ODA スキームの現状と課題</b>	<b>10</b>
NGO プロジェクト実施支援スキームとは	
日本 NGO 連携無償資金協力	
草の根技術協力事業	
NGO 連携無償改革—資金増額が切り開く「NGO 新時代」	
<b>第2章 ODA 本体事業への NGO の参画</b>	<b>18</b>
NGO による ODA 本体事業参画の課題	
ODA 本体事業とは	
コミュニティ開発支援無償の課題	
本体事業への橋渡し—協力準備調査(民間提案型)	
ODA における NGO 能力発現の場を拡充するために	
コラム 1: コミュニティ開発支援無償の経験から	
コラム 2: 民間型プロジェクト形成調査 NGO による応札経験と課題	
<b>第3章 NGO 活動環境支援事業 NGO の能力強化と事業環境の最適化</b>	<b>26</b>
NGO 活動環境整備支援事業の現状	
NGO 活動環境整備支援事業—これからの課題	
<b>第4章 国際協力の新時代にどのような NGO/ODA 連携が必要か</b>	<b>30</b>
NGO/ODA 連携を深め、有意義なものにしていくために	
NGO プロジェクト向け ODA スキームの改革	
ODA における NGO の能力発現の場の拡充	
国際協力 NGO の国内活動環境整備	
コラム 3: ラウンドテーブル 日本の国際協力と NGO/ODA 連携の未来	
<b>参考資料</b>	<b>35</b>
2009 年度外務省 NGO 研究会(政府との連携)と「五ヵ年計画推進チーム」の関係について	
外務省 NGO 研究会と 5 ヵ年計画推進チームの実施事業概要	
<b>おわりに</b>	<b>38</b>
<b>謝辞</b>	<b>38</b>

# はじめに NGO/ODA 連携の現状と課題

## 1. NGO/ODA 連携に大きな変化？

---

2009 年度は、NGO を支援するわが国初めての ODA スキームとして「NGO 事業補助金」が設立された 1989 年度から数えて 20 年目にあたります。この記念すべき年に、わが国の今後の NGO/ODA 連携のあり方を大きく変える可能性のある大きな変化があり、2010 年度から実施されることになりました。「日本 NGO 連携無償資金協力」(以下、「NGO 連携無償」)の大規模な制度変更、および予算の大幅な増額がそれです。

「NGO 連携無償」は、2002 年度に「日本 NGO 支援無償」として設立され、それ以来、途上国でプロジェクトを実施するわが国 NGO と ODA の連携の主要なスキームの一つとなってきました。一方、「NGO 連携無償」設立以来、その制度や実施にかかる各種の手続きについて、NGO 側から継続的に改善要望が出されてきました。とくに、2007 年度から開始された「NGO と ODA の戦略的連携に関する五ヵ年計画」(~2012 年 3 月)の下で、過去数年間、NGO/ODA の連携の強化が図られてきました。

2009 年度、NGO はこれまでの提言を集大成し、また、NGO 連携無償への NGO の資金需要などを示して総合的な制度変更と増額を提起。外務省もこれに誠実に応え、「NGO 連携無償」の「ユーザー・フレンドリー」化をめざして各種のルール変更が行われました。また、2010 年度一般会計予算において、国際協力 NGO との連携強化のための無償資金協力予算として 33.6 億円が計上され、さらにスキームとしての NGO 連携無償予算については、アフガニスタン支援など他の政策課題に計上されている無償資金協力予算の一部と一体的な運用をすることなどにより、予算規模を 50 億円規模に増額する方向性が外務省側より提起されました。

NGO 連携無償の、この大規模な制度変更は、NGO と ODA の連携について、新時代を開きうる可能性を示しています。ひとつは、NGO が、より積極的に ODA と連携して途上国での援助を展開していけるようになる可能性、もうひとつは、この前例にならって、NGO が ODA を扱う外務省・JICA と建設的な関係を築き、ODA の制度設計や政策などの面で、日本の ODA をより良いものにするための主要な担い手の一つとなっていく可能性です。

## 2. 日本の ODA/NGO 連携の概観

---

そもそも、日本の ODA と NGO の連携の制度にはどのようなものがあるのでしょうか。実際には、1989 年の「NGO 事業補助金」設置から 20 年、わが国の NGO/ODA 連携は多くの変遷を辿り、設置されているスキームや NGO と政府・JICA の対話チャンネルも増えています。ここで概観してみましょう。

### A. NGO プロジェクト向け ODA スキーム

わが国の NGO による途上国でのプロジェクト実施を支援するスキームとしては、以下の二つが設けられています。

#### a) 日本 NGO 連携無償資金協力 (NGO 連携無償)

NGO 連携無償は、わが国 NGO 等が途上国で実施するプロジェクトに資金を拠出するスキームで、「無償資金協力」の一つです。外務省が管轄しており、国際協力局民間援助連携室が制度運用の実務を行っています。

#### b) 草の根技術協力事業 (草の根技協)

草の根技協は、ODA への国民参加促進の一つとして、わが国 NGO 等が途上国で実施するプロジェクト

に資金を拠出するスキームで、JICA が実施する「技術協力」の一つとして位置づけられています。NGO 向けには、事業費総額が 1000 万円以下の「草の根協力支援型」と、事業費総額が 5000 万円以下の「草の根パートナー型」の二つ、それに加えて、地方公共団体を主な対象とする「地域提案型」があります。

## B. NGO の能力向上のためのスキーム

わが国の NGO の実施能力等を向上させるためのスキームとしては、以下のものがあります。

### a) NGO 活動環境整備支援事業

NGO 活動環境整備支援事業は、外務省が管轄する、NGO の能力向上や活動環境整備支援の為の事業をまとめたものです。主に以下のものが含まれています。(2009 年度現在)

- ・ NGO 相談員制度: 団体や市民などから寄せられる NGO 活動、国際協力に関する相談に応じる「相談員」業務を NGO に委嘱する制度です。
- ・ NGO 専門調査員制度(2010 年度廃止予定): NGO の専門性を強化するために「専門調査員」を配属する制度です。なお、本制度は 2010 年度には廃止され、代わりに「NGO インターンシップ制度」が誕生する予定です。
- ・ NGO 研究会: NGO が研究グループを組んで、特定分野に関する能力を向上させるために研究・調査活動を行うことを支援する制度です。
- ・ 長期スタディ・プログラム: NGO スタッフが海外の NGO で最長半年間研修を行うことを支援する制度です。

### b) NGO 能力強化を目的とした JICA の支援制度

JICA は、NGO 能力強化のために以下の支援制度を行っています。

- ・ NGO 組織強化のためのアドバイザー派遣制度: 専門分野の知見を持ったアドバイザーが NGO の事務所を訪問し、指導・助言を行う制度です。経理・会計と広報・支援者拡大に関して指導・助言を行います。
- ・ NGO 海外プロジェクト強化のためのアドバイザー派遣制度: NGO の海外プロジェクトの強化のために専門的知見を持ったアドバイザーを派遣し、指導・助言を行う制度です。
- ・ 組織力アップ! NGO 人材育成研修: NGO の若手スタッフの人材育成を通じて、組織力を強化することを目的とした制度です。
- ・ NGO・地方自治体・大学等における国際協力担当者のための PCM 研修: 草の根技術協力に取り組んでいる、またはこれから取り組もうとする NGO、地方自治体、大学等の職員が、草の根技術協力事業をより効果的に計画・立案、実施出来るよう、PCM(プロジェクト・サイクル・マネジメント)の手法を学ぶ研修です。

## C. NGO と ODA の連携強化のための対話チャンネル

NGO と ODA の連携を強化し、問題点を改善するための対話チャンネルが定期的に確保されています。

### a) NGO・外務省定期協議会 連携推進委員会

NGO/ODA 連携制度のうち、外務省が管轄しているものを中心に、制度の改革・改善などについて NGO と外務省が討議する委員会で、年に3回開催されています。NGO・外務省定期協議会に設置されている二つの委員会のうちの一つです。

## b) NGO・JICA 協議会

NGOとJICAの対話チャンネルとして設けられているもので、この協議会の中で、JICAとNGOの連携制度の改善・改革などについても討議されています。このように、過去20年間において、NGOとODAを結ぶ様々な制度が設置され、NGOによって活用されてきたと言えます。

## 3. どんな課題があるのか？

---

では、現状のNGO/ODA連携が抱えている課題としては、どのようなものがあるのでしょうか。以下概観していきましょう。

### a) ODAにおけるNGOの能力発現の場の拡充

日本のNGOとODAの連携のほとんどは、前項にふれたNGOプロジェクト向けのODAスキームによって行われていますが、これらはほとんど「能力の強化」や「国民参加」を目的としたものであり、途上国の開発を促進するODA本来の事業としては十分認識されていません。

日本のNGOがより本格的にODAの場で活動できるようにするには、NGOの能力を強化し、また、NGOが強化された能力を十二分に発揮できるような場を増やしていく必要があります。こうした観点から、例えばODAの中核をなす、国際約束に基づいて実施する一般の無償資金協力および技術協力、および有償資金協力といった、いわゆる「ODA本体事業」でも、NGOが得意とする長期にわたるコミュニティ開発などのポジションが含まれる案件等、よりNGOが入りやすく、入ることにメリットのある案件が期待されます。

### b) NGOによるODA実施率の拡充

2007年発表のDAC議長報告によると、わが国のODAに占めるNGO補助金の割合は0.9%（2006年）です（2007年版政府開発援助白書）。しかし、日本以外のG8諸国や、援助額の多い北欧諸国などでは、NGOがODAの主要な担い手として活動している国も多く、米国では数値は未公表なもののODAの推定3-40%がNGOによって活用されている他、アイルランドでは9.8%、オランダは17.9%、スウェーデンが3.8%、英国で2.9%がNGOによって活用されています（米国以外の国の数値は2007年版政府開発援助白書による）。また、フランスは0.4%にとどまっていますが、フランスのNGOの多くは、民間セクターや個人からの多額の寄付によって支えられており、あえて政府から資金をもらう必要がないという実態があります。

冒頭に書いたように、2010年度については、外務省側よりNGO連携無償予算の拡充が提案されました。NGO側としても、さらなる予算拡充へ向け、「政府資金の活用」に伴う説明責任や透明性を十分に確保しつつ、同予算を最大限活用していく必要があります。

### c) NGOの一層の国際競争力強化

上記のとおり、種々の「能力強化」「国民参加」のためのスキーム等もあり、日本のNGOの能力は年々着々と向上してきています。他方、欧米の主要なNGOのように、国・州規模の大型案件を受注し円滑に実施できる能力をもつような、いわゆる「国際競争力を有するNGO」というレベルまで達したといえるNGOは、まだそう多くはありません。「NGO/ODA戦略的連携五ヵ年計画」は、こうしたNGOの育成も目標の一つにしています。引き続き、NGOのODA事業への参加機会の拡充と、キャパシティ・ビルディングを車の両輪として、NGOの国際競争力を高めていく必要があります。

## 4. 本書の趣旨：NGOとODAの建設的な関係を築くために

---

2007年度～2011年度の五年間を期間とする「NGO/ODA戦略的連携のための五ヵ年計画」は、上記のような課題を解決するためのひとつの指針として形成されたもので、2008年度末からは、本計画の実施を

促進するためのファシリテーション・グループとして「五ヵ年計画推進チーム」が、NGO 側と外務省側（国際協力局 民間援助連携室）の代表によって、外務省・NGO 定期協議会 連携推進委員会の下に設立され、改革に向けた対話を促進しています。また、本年度に行われた2009年度外務省 NGO 研究会（政府との連携）は、この五ヵ年計画推進チームの活動を補完し、制度の普及と課題の発掘に必要な研究会活動などを行うことを役割として設けられました。

本書は、この、2009 年度外務省 NGO 研究会（政府との連携）で行ってきた、NGO/ODA 連携に関する調査・研究活動をまとめたものです。本書は、以下のことを目的としています。

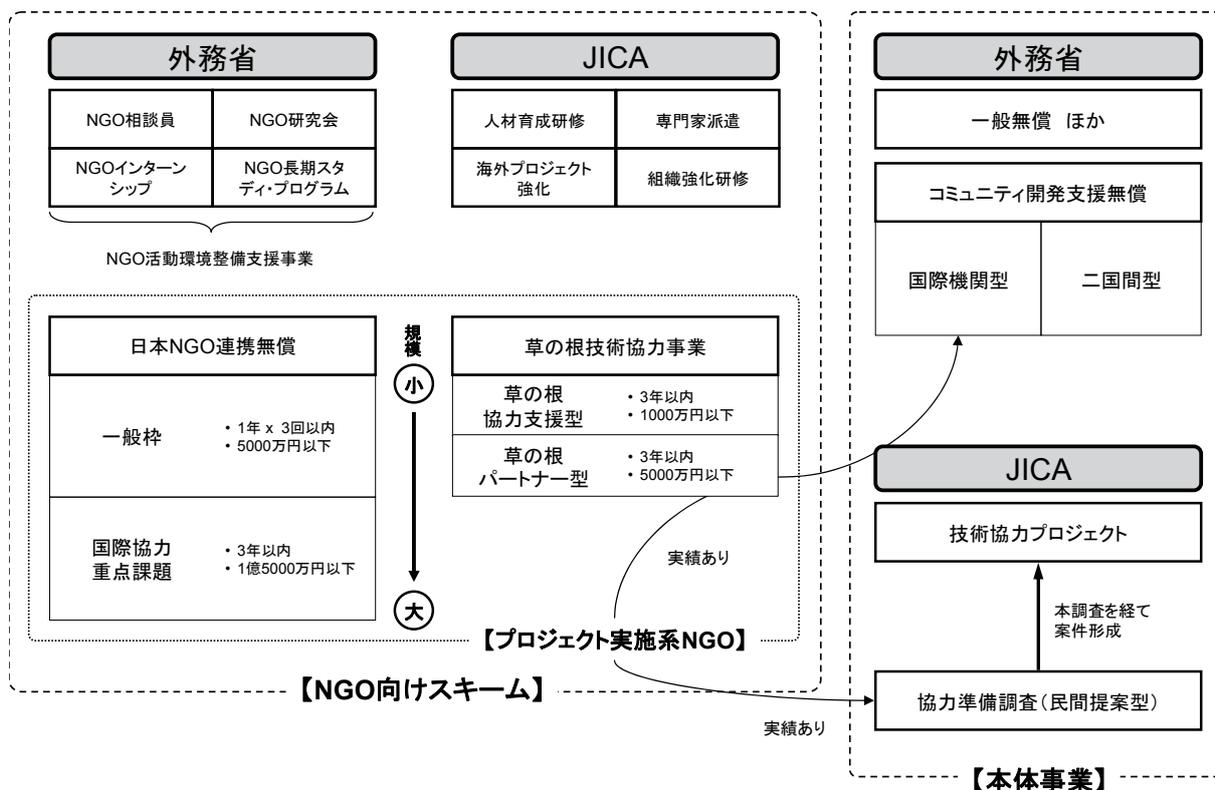
## A. NGO/ODA 連携という観点で、既存の NGO/ODA 連携のための制度について整理・紹介する

本書の第1の目的は、NGO/ODA 連携の促進のために設けられている既存の制度について、わかりやすく紹介することです。

## B. NGO/ODA 連携の促進のために必要な制度改革などについて提言する

本書の第2の目的は、これら既存の制度の抱える課題や、現在の NGO/ODA 連携全体の課題などについて指摘し、より建設的な NGO/ODA 連携のあり方について提言するものです。

本書について、NGO/ODA 連携制度のガイドブックとして、また、今後の NGO/ODA 連携制度の改善のためのアイデア集として、関係の皆様にご利用して頂ければ、本 NGO 研究会事務局としては存外の幸せです。



(別表1) 日本の NGO/ODA 連携見取り図／外務省、JICA ホームページを元に NGO 研究会事務局作成

# NGO プロジェクト向け ODA スキームの現状と課題

## 1. NGO プロジェクト実施支援スキームとは

1989年に設立された「NGO事業補助金」は、NGOが実施する事業への政府補助金です。これは、ODAによるNGO連携のために設立された初めてのODA/NGO連携スキームです。これ以来、日本のNGOとODAの連携は、政府・JICAが設置した各種のNGOプロジェクト向けのODAスキームを中心に担われてきました。

このNGO向けのプロジェクト実施支援スキームとして代表的なものが、外務省が設置・運営する「日本NGO連携無償資金協力」と、JICAが設置・運営する「草の根技術協力事業」です。本章では、この二つのスキームを軸に、NGOプロジェクト向けのODAスキームの過去・現在・未来についてみていきましょう。

## 2. 日本NGO連携無償資金協力

### (1) 概要

「日本NGO連携無償資金協力」(以下、「NGO連携無償」)は、日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発事業に政府資金を供与する制度です。日本政府は、これらのNGOの事業が、途上国の多様化する支援のニーズや、政府間協力では手の届きにくい草の根のニーズに応える支援として、政府が資金を提供して連携する価値があるとの観点から、NGO連携無償を実施してNGOの事業に資金面で連携しているわけです。

#### ◎日本NGO連携無償資金協力

◎主管	外務省
◎管轄	国際協力局民間援助連携室
◎趣旨	無償資金協力の一つ。途上国の多様化する支援ニーズ、政府間協力で手の届きにくい草の根のニーズに答えているNGOの事業に資金拠出で連携すること。

制度の詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

#### ◎外務省「国際協力とNGO」

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda\\_NGO.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_NGO.html)

#### ◎外務省「平成21年度 NGO連携無償申請の手引き」

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda\\_NGO/shien/musho\\_yoko21/pdfs/musho\\_yoko21.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_NGO/shien/musho_yoko21/pdfs/musho_yoko21.pdf)

### (2) 歴史

NGO連携無償は、1989年度に設立された「草の根無償資金協力」のうち、日本のNGOを対象とした部分と、1999年度に設立された「NGO緊急活動支援無償」を統合して、2002年度に「日本NGO支援無償」として設立されました。制度設立当初から、NGOは「日本NGO支援無償」の制度について、NGOは「外務

省・NGO 定期協議会 連携推進委員会」(以下、「連携推進委員会」とします。)などの場で様々な提言を行ってきました。その結果、多くの課題が解決し、NGO にとって使いやすいものになってきました。また、2007 年4月から開始された「NGO/ODA 戦略的連携のための五カ年計画」(以下、「五カ年計画」とします。)に伴い、名称が「NGO 支援無償」から「NGO 連携無償」へと変更されました。

NGO 連携無償の制度は、2009 年度、大きく変更されました。また、NGO 連携無償が扱う資金量も、増額される予定であり、2010 年度から、NGO 連携無償による NGO/ODA 連携は「新時代」を迎えることになりそうです。これについての詳細は本章1(4)「NGO/ODA 連携に向けた NGO 連携無償の『大改革』」をご覧ください。

### (3) 実施実績

NGO 連携無償の実施実績は、累計(2002 年度～2008 年度)で、58 カ国・1 地域で実施され、延べ 443 件、118 団体、総額で約 78 億 1800 万円(2002～2008 年度)となっています。

NGO 連携無償は、大別して以下の事業を対象とすることになっています。

- a) 開発協力事業
- b) NGO パートナリシップ事業(他の NGO 等と協力して行う事業)
- c) リサイクル物資輸送
- d) 緊急人道支援
- e) 対人地雷関係事業
- f) マイクロクレジット原資事業

このうち、d)緊急人道支援活動の部分の多くは、NGO・政府・経済界が対等なパートナーシップに基づき緊急援助を行うプラットフォームである「特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム」への政府拠出金が占めます。

その他の事業のうち、多くの金額を占めるのが、a)開発協力事業とe)対人地雷関係事業です。対人地雷関係事業は、対人地雷や不発弾などの直接処理の事業が中心を占めます。

2002 年度以降の NGO 連携無償の実施実績ですが、開発協力事業その他の事業は、2006 年度に若干下落した以外は順調に増加してきており、2008 年度には 18 億 3500 万円となっています。このうち、地雷・不発弾処理関係が5億 450 万円、残りを開発協力関係の事業が占めています。

また、緊急人道支援(ジャパン・プラットフォーム政府拠出金)は、スマトラ沖地震・津波が発生した 2004 年度およびその翌年の 2005 年度に急増し、2004 年度が 19 億 9500 万円、2005 年度が 17 億 7100 万円となりました。この2年間を例外としても、緊急人道支援に向けた拠出金は漸増しており、2008 年度は 16 億 4900 万円となっています。

実績の詳細については、以下のウェブページをご覧ください。

©2008 年度 NGO 連携無償実績

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda\\_ngo/shien/ngo\\_musho\\_2008.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/shien/ngo_musho_2008.html)

### (4) NGO/ODA 連携に向けた NGO 連携無償の「大改革」

2009 年度は、NGO 連携無償の「大改革」が行われた年でした。この改革が実施に移される 2010 年度、NGO と ODA の連携は「新時代」を迎えることになるのではないかと思います。

この改革の発端は、2007 年度から五カ年で実施される予定の「NGO/ODA の戦略的連携のための五カ年計画」です。この「五カ年計画」に基づく「戦略的連携」の強化は、2008 年度以降活性化し、2009 年3月には、NGO・外務省定期協議会「連携推進委員会」のもとに、外務省・NGO の代表によって構成する「五カ

年計画推進チーム」が設置されました。NGO 連携無償の改革は、この下で活発に進められました。

この改革には二つの要因があります。まず、外務省は、既存の NGO 連携無償が「NGO の発意により形成された案件に政府が資金を拠出する」ということで、外務省がいわば「受身」の立場におかれていることを課題と考えており、外務省のイニシアティブがもう少し発揮できるような仕組みに変える必要があると認識していました。

一方、NGO 側は、NGO 連携無償の制度面での改革を進めたいと考えていました。NGO 連携無償は、案件にハード面を含まなくても良くなったこと、単年度主義であっても、申請の方法によっては、ひとつのプロジェクトに切れ目なく3年程度連続して資金確保できるようになったことなど、制度変更の面での改善はありましたが、それ以外にも、NGO 側は多くの課題を抱えていました。また、資金額に関しても、供与限度額が1000万円(場合によって5000万円まで)と小さく、また、3000万円以上の案件については、一部をNGO側が負担するという制度となっており、NGO側はその改善を求めてきました。これらについて、NGO側として、体系的に制度改革を行い、また、NGO 連携無償の予算を増額する必要がありました。こうしたことから、2009年度 NGO 連携無償の改革に向けて、外務省・NGOはお互いに以下のような取り組みを行いました。

#### **a) NGO 連携無償に関する第1回意見交換会 (2009年4月27日)**

この意見交換会では、外務省が NGO 連携無償の改革に関する提起を行いました。外務省側は、NGO 連携無償について、(i)外務省として重点課題・重点地域を指定し、その課題に取り組む NGO のプロジェクトを重点化して優遇措置を設ける、(ii)NGO 連携無償の実績のある団体に対して、一定の優遇措置を設ける、などの案を提案してきました。NGO側はこれに対して、(i)NGO 連携無償のニーズは増大してきており、抜本的に増額を行う必要があること、(ii)NGO 連携無償のよい点は、NGO が現地のニーズに即して形成した案件に政府が資金をつける、ということである。NGO 連携無償の増額分に関して、新たな枠組を設けることは不適切ではないが、旧来の資金額に関しては、この NGO 連携無償の強みを活かして、旧来の NGO 連携無償の制度を改善した上で実施して欲しい、との立場を表明しました。

#### **b) NGO 連携無償に関する第2回意見交換会 (2009年7月28日)**

NGOにとって、NGO 連携無償の増額は非常に重要な課題です。そのため、五ヵ年計画推進チームは NGO 側委員を中心に、NGO 連携無償への NGO の資金需要のアンケートを行いました。その結果、NGO 連携無償のうち、緊急人道支援を除く開発協力事業等への NGO の資金需要は2009年度・2010年度推計で合計50億3650万円(1年間で25億1800万円程度)にのぼることが明らかになりました。NGOはこの成果をもとに、外務省に対して、NGO 連携無償の増額を求めました。また、10月には、NGO有志が、このアンケートの結果をもとに、政務三役に対して、この資金需要を2010年度予算に反映するように要請する書簡を送りました。

#### **c) NGO 連携無償に関する第3回意見交換会 (連携推進委員会主催、2010年1月20日)**

その後、五ヵ年計画推進チームは NGO 側委員を中心に、NGO が現行の NGO 連携無償について、制度面でどのような問題を感じているかについて、アンケートをとり、要望書にまとめました。この要望書には、大小合わせ合計38点の改善要望が含まれていました。この要望書は、12月17日に外務省に手渡されました。一方、外務省側は、外務省の目指したい方向性と NGO の要望を調整した結果、以下の3点に基づく制度改革を提示してきました。

- i. 予算規模の拡大とユーザー・フレンドリーな資金供与メカニズムの構築
- ii. NGO との連携強化による ODA 実施
- iii. NGO 連携無償の対象事業として平和構築事業を追加

これをふまえて、1月20日に連携推進委員会主催で NGO 連携無償意見交換会が開催され、その後2月17日に連携推進委員会が開催されて、新たな NGO 連携無償の骨格が決まりました。

この改革について重要なことは以下の3つです。

- i. NGO 連携無償の予算が大幅に増額され、これまでの30億円規模から、50億円規模へと拡大したこと。
- ii. NGO 連携無償の制度変更が大規模になされ、3000万円以上の案件の NGO による一部負担が廃止されるなど、「ユーザー・フレンドリーな NGO 連携無償」がかなりの程度実現したこと。
- iii. NGO の意見を参考にしつつ外務省が指定する「国際協力上重要な課題」に関わる案件については、複数年度で実施する案件を認める、間接費の定率支援を行うなど、さらに一層の優遇措置がとられること。

これら「新たな NGO 連携無償」の制度については、本章4を参照して下さい。

### 3. 草の根技術協力事業

---

#### (1) 位置づけ

草の根技術協力事業は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が管轄する「技術協力」の一つとして設けられているもので、JICA と NGO が委託契約を結び、事業を共同で実施する(実質的には、JICA が資金を拠出し、NGO が実施を行う)ものです。法的には、国際協力機構法(JICA 法)第13条4号に定められている「国民参加」の促進のための業務の一つに位置づけられるものです。ちなみに、一般の技術協力事業は JICA 法第13条1号に定められている業務を指します。この点では、草の根技術協力事業は、あくまで援助への国民参加の文脈に位置づけられるものです。

#### (2) 概要

草の根技術協力事業では、NGO の他に、大学や地方自治体なども参画することが出来ます。制度としては、以下の3つの枠組みが設けられています。

##### a) 草の根協力支援型

- ・ 国際協力の経験が少ない NGO、大学、公益法人等に適合的な事業です。国内外での事業経験が2年以上あることが目安です。
- ・ 規模は総額1000万円以内、期間は3年以内となっています。
- ・ 募集は随時受け付けています。ちなみに、草の根技術協力事業は、型を問わず、実施にあたっては相手国への了承を取り付ける必要があります。なお、1団体2案件の同時採択や並行実施は行えないことになっています。

##### b) 草の根パートナー型

- ・ 国際協力の経験が相対的に豊富な NGO、大学、公益法人等に適合的な事業です。海外での国際協力活動の実績が2年以上あることが目安です。
- ・ 規模は総額5000万円以内、期間は3年以内となっています。
- ・ 募集は、関心表明書受付が6月と12月の年2回、その後、事業提案書提出、選考となります。なお、一回あたりの申請件数および合計の実施事業数には制限があります。

### c) 地域提案型

- ・ 地域提案型は、主に地方公共団体、もしくは地方公共団体と連携する団体が実施する事業です。
- ・ 規模は年間 450 万円以内(上限対象外経費有)、期間は3年以内となっています。
- ・ 募集は年1回、8～9月と成っています。

## (2) 資金量

草の根技術協力事業は、開始以来、草の根協力支援型、草の根パートナー型ともに案件数・資金量とも順調に増大しています。予算規模は 10 億円強ですが、2009 年度については、第1次補正予算で途上国の経済危機への緊急対応という趣旨でフォローアップ型・包括型の2種類の募集が行われ、実質的な増額となりました。また、2010 年度予算ではさらに 10 億円程度の増額が見込まれ、スキームとしての規模がかなり増大するものと考えられます。

## (3) 課題

草の根技術協力事業は、2001 年度まで実施されていた「開発パートナー事業」「小規模開発パートナー事業」および途上国の NGO との連携事業である「開発福祉支援事業」を廃止・再編する形で設置されました。制度の改変時には朝令暮改との批判もありましたが、その後、本事業は安定的に実施されています。また、これまでの NGO 連携無償と異なり、複数年度で設計されたプロジェクトの実施も認めていることなどから、NGO としても評価の高い制度となっています。課題としては、以下のものが挙げられます。

### a) 資金規模が小さい

草の根技術協力事業は、資金規模が期間に関わらず総額 5000 万円までと、NGO 連携無償よりも小さくなっています。その結果、事業のスケール・アップが難しいのが現状です。NGO 連携無償において、より大きな規模のプロジェクトが実施されている以上、草の根技術協力事業にも資金規模の拡大が望まれます。

### b) 対象国が限られている

草の根技術協力事業は、JICA 在外事務所もしくは駐在員事務所のある国でのみ行われることになっています。場合によっては例外的に実施可能な国もあるようですが、例えばアフリカなどの場合、JICA の在外拠点のない国もかなりあり、今後の日本の NGO の活動拡大などにともない、対象国の拡大が求められます。

### c) 現地 NGO が対象とならない

草の根技術協力事業は、現地 NGO が対象となって 2002 年まで存在していた「開発福祉支援事業」を廃止した上でできた事業ですが、現地 NGO は対象となりません。また、プロジェクトの責任者となるプロジェクト・マネージャーについては、日本国籍であることが条件となっています。これらの点については、草の根技術協力事業が「国民参加」の促進を目的としたものであることによるものですが、JICA が草の根レベルでの開発の「国民参加」にとどまらない重要性を認識するのであれば、これらの制限についても再検討する必要があるのではないのでしょうか。

## 4. NGO 連携無償改革—資金増額が切り開く「NGO 新時代」

---

### (1) 新たな NGO 連携無償 制度と課題 ～何が変わったのか～

本章2(4)で、2009 年度に大改革された NGO 連携無償によって、NGO と ODA の連携は新時代を迎えたと書きました。では、何が変わったのでしょうか。変わったのは以下の4点です。

- a) NGO 連携無償の資金規模が拡大し、年間 50 億円を目処とすることとなった。
- b) NGO 連携無償が、一般の NGO 連携無償と「国際協力上の重点課題」に関する NGO 連携無償の二層構造となり、「国際協力上の重点課題」枠では、より大きな案件を、より有利な条件で実施することが可能となった。
- c) 一般の NGO 連携無償枠においても、制度が簡素化され、ユーザー・フレンドリーな制度設計となった。
- d) NGO 連携無償で実施出来る事業の一つに「平和構築事業」が含まれることとなった。

では、各点について見ていきましょう。

#### a) NGO 連携無償の資金規模の拡大

これまでの NGO 連携無償の資金規模は、2009 年度の場合、予算総額が 29 億円でしたが、実績では約 34 億円となりました。このうちの 13 億円程度が「ジャパン・プラットフォーム」への政府拠出金、5 億円程度が地雷・不発弾の処理事業に充てられ、残りの 15～16 億円開発協力事業費に充てられていました。2008 年度、2009 年度には、NGO から提案された案件が予算額を上回る事態となり、NGO 連携無償に向けた NGO の資金需要が着実に増大していることが明らかになっていました。

これについて、2009 年 10 月に行われた 2010 年度予算の概算要求では、NGO 連携無償総額からアフガニスタン、パレスチナ支援など地域別に割り振られた部分を除く予算として 28.6 億円が計上され、12 月に決定された政府予算案では、これがさらに 5 億円積増されて 33.6 億円が計上されました。さらに、もしこの金額の上限に達した場合、別スキームである「草の根・人間の安全保障無償」枠から資金を確保することで対応することとし、早い段階で NGO 連携無償予算について年間 50 億円を目処に増額することが目標とされました。これは、五ヵ年計画推進チームが NGO 連携無償の開発協力事業分への資金需要として推計した年間 25 億円強（これにジャパン・プラットフォーム分と地雷処理事業分を加える）と並ぶ数字であり、NGO 連携無償に関する NGO の増額の要望が、政府によってほぼ採用されたこととなります。

#### b) 「国際協力上の重点課題」枠の設置

次に、NGO 連携無償の中に、政府が指定する国際協力上の重点課題について優遇措置を設ける「国際協力上の重点課題」枠が設置され、NGO 連携無償はいわば「二段構え」になることになりました。「国際協力上の重点課題」として何を指定するかについては、NGO の意見も聴取しつつ、政府が決定します。

「国際協力上の重点課題」枠については、おおよそ、以下の優遇措置が設けられます。

- i. 1 億円を超える規模の事業も展開できるようになる。ちなみに、1 億円以下の案件も実施できるため、小さい規模の事業を行っても構わない。
- ii. 複数年度で実施される事業の実施を認める。これにより、複数年度にわたる事業について、単年度ごとに分割し、目標を立てて行うのではなく、包括的に行うことができるようになる。
- iii. 本部管理事業経費について、間接費の定率支援を行う。これにより、本部管理事業経費に関する会計処理・事務手続きがスムーズに行えるようになり、資金使途にも一定の柔軟性が確保される可能性がある。

#### c) 一般 NGO 連携無償枠における「ユーザー・フレンドリー」化

さらに、上記「国際協力上の重点課題」以外の一般 NGO 連携無償枠についても、これまであったさまざまな規定が変更となり、NGO が事業を展開しやすいユーザー・フレンドリーなものになりました。大きなものとしては、以下のようなことがあります。

- i. スタッフの件費について、時給ベースから月給ベースに算出方法を変える、現地スタッフの人数制限をなくすなど NGO にとって使いやすいものにする。また、海外損害保険などについてもカバーする。
- ii. 現地事務所について、継続して使用しているものを新規に借り上げる形としたり、現地銀行口座について、毎年新規に開設しなくてもよいようにする。
- iii. 案件の規模について、これまで 1000 万円以下(場合によって 5000 万円まで)となっていたのを原則 5000 万円以下とするとともに、3000 万円以上の案件についても、NGO 側の一部自己負担義務を撤廃する。

#### d) 平和構築事業

これまで、NGO 連携無償では、平和構築を直接の目的とする事業、例えば民族和解を主目的とする事業や、武装解除、元兵士の職業訓練や社会復帰、紛争予防などといった事業については、開発協力など他の名目で申請しなければなりません。しかし、今回、平和構築事業が対象項目に含まれるようになったことによって、これらの事業について、「平和構築」の名目で申請することができるようになりました。

また、平和構築事業は長期にわたり、資金も安全面などへの配慮から多額にかかる場合が多いですが、これらについても、「国際協力上の重点課題」枠などを活用することで、ある程度、適切な形で事業展開ができるようになるだろうと考えられます。

課題としては、NGO 連携無償では、退避勧告が出ている地域や、「極めて危険な地域」では事業が実施できないことになっています。しかし、平和構築事業は、紛争後の地域などで行われるものであり、安全を最大限重視しつつ、事業実施とのバランスをどうはかるかは大きな課題です。この点について、現在も検討が行われている最中ですが、早期の改善が望まれます。

## (2) NGO に課せられた責任

2009 年度の NGO 連携無償の大改革は、NGO と ODA の連携を実質的に開いていく大きな可能性を示しています。この可能性には、二つの方向があります。

### a) NGO にとっての可能性

この改革により、NGO は、資金規模や期間などについて、より大きな裁量権のもとに、プロジェクトの形成・実施を行うことができるようになります。NGO が ODA を活用して行う事業の可能性が大きく開けるわけで、途上国の開発に挑戦的に取り組む NGO にとっては、前途が大きく開けることとなります。

### b) ODA にとっての可能性

一方、ODA にとっての可能性も広がります。残念ながら、わが国の ODA 本体事業(無償資金協力、技術協力)には、草の根からのコミュニティ開発を一定期間、大規模に行うことができるスキームが十分に発達していません。これについて、NGO 連携無償の改革により、一定規模で草の根からのコミュニティ開発を行う事業が増えれば、わが国の ODA も、この分野において能力と経験を蓄積し、NGO 連携無償の延長上で、より大きな事業展開が可能になるかも知れません。中進国における経済インフラの整備や、政府間での技術協力が偏っていた日本の ODA 本体事業に、新たな領域を開くためのパイロット事業としての役割を果たすことができるかも知れないわけです。

### c) 可能性を現実にするためには

しかし、この可能性を「現実」のものとしていくためには、クリアしなければならない課題もあります。

#### i. NGO 総体で、現地のニーズに応じた案件を形成・実施していく必要がある

途上国現地には、わが国の NGO が貢献しうる、多くのニーズがあります。わが国の NGO は、これらのニーズに応じて、積極的に案件形成を行っていく必要があります。個々の NGO が積極的に案件形成のため

の努力をしてだけでなく、NGO セクターが全体として、公共の観点から、現代世界における喫緊の開発課題は何かといった動向に目を光らせ、案件形成を促進し、途上国の草の根の開発ニーズに添えていく必要があります。

## ii. NGO が自らのアカウンタビリティ確保に向け努力していく必要がある

NGO 連携無償の制度はユーザー・フレンドリーな形に大きく変わりました。これに伴って NGO 側に必要なのは、コンプライアンス(法令遵守)の確保とアカウンタビリティです。NGO は不正の防止と透明性の確保に努めていく必要がありますし、また、この課題については、NGO セクター全体で取り組んで行く必要があります。特定非営利活動法人国際協力 NGO センター(JANIC)は、長年アカウンタビリティ確保に関する事業を行っていますが、2008 年度より「アカウンタビリティ・セルフチェック 2008」を制度化し、普及しています。こうした NGO セクター全体での努力を進めていく必要があります。

# ODA 本体事業への NGO の参画

## 1. NGO による ODA 本体事業参画の課題

前章では、NGO プロジェクト向け ODA スキームについて述べてきました。本章では、わが国の ODA の主流とみなされている一般無償、技術協力プロジェクトなど、いわゆる「ODA 本体事業」における NGO の参画の可能性について見ていきましょう。

NGO プロジェクト向け ODA スキームは、2010 年度予算における増額で大きくなるとはいえ、NGO 連携無償・草の根技術協力あわせて最大 6-70 億円です。経済協力開発機構・開発援助委員会 (OECD=DAC) によれば、わが国の ODA のうち、NGO が実施している率は 2006 年で 0.9% (2007 年 DAC 議長報告、2007 年政府開発援助白書) であり、他の G8 諸国の多くに比べると NGO 向けスキームの占める割合は少ないといえます。また、わが国の国際協力 NGO が有する経験や知見を十分に発揮できるようにするためには、より活動の場が拡充されることが期待されます。

そのため、NGO が単に NGO 向けの ODA スキームを活用するにとどまらず、より積極的に、本体事業に参加することが目指されてきたのです。実際、2007 年度に開始された「NGO と ODA の戦略的連携のための五カ年計画」においても、日本の NGO を、国際競争力を有する NGO に成長させるための施策の一つとして、無償資金協力への NGO の参加機会の拡充が挙げられており、NGO が ODA 本体事業の担い手となって積極的に活躍することが期待されています。

しかし、実際には、NGO による ODA 本体事業の実施状況は極めて低調に終わっており、例えば無償資金協力の一つである「コミュニティ開発支援無償」のうち「二国間型」の実績はゼロ、「国際機関型」の実績もわずかに1件にとどまっています。これは一体、なぜなのでしょう。

## 2. ODA 本体事業とは

### (1) 無償資金協力

無償資金協力とは、開発途上国の開発に資する資機材や設備、技術・役務の調達などのために資金を贈与する形態の援助全体を指します。わが国の無償資金協力は現在、別表 2 に示す 15 種類があります。

無償資金協力は、原則として、相手国の要請に基づき、わが国が相手国と二国間で交換公文 (Exchange of Notes: E/N) を手交して行うこととなっています。無償資金協力の多くは、建設や機材供与に充てられており、資材の調達先は日本の業者に限定されています。

一方、わが国の業者を活用することでコストが高くつくという批判を踏まえ、3~10 億円という、一般の無償案件としては比較的小規模な、学校や医療施設、井戸など生活やコミュニティ開発に必要な施設の建設に現地業者を活用する「コミュニティ開発支援無償」(以下、「コミ開無償」) が 2006 年度から開始されました。コミ開無償については本章 3 にて詳述します。

### (2) 技術協力

無償資金協力が、名前の通り資金による協力であるのに対して、技術協力は人による協力であり、主に JICA が実施を行っています。「技術協力プロジェクト」(技プロ) がその中心をなし、相手国の要請に基づいてわが国と相手国の二国間で交わす口上書のもと、JICA による専門家の派遣、現地の人材の日本やその

他地域での研修受け入れ、および機材供与の3つを組み合わせると一つのプロジェクトとして行われるものです。

JICA では、これ以外に、NGO をはじめとする民間の活力や能力を活かして二国間の技術協力として事業を実施するために、「プロテコ」(PROTECO: 提案型技術協力)という制度を実施しています。また、NGO や民間企業などが技術協力のプロジェクトの案件形成を行い、実務にも携われるための案件形成調査スキームとして「協力準備調査(民間提案型)」を設置しています。

NGO は、技術協力プロジェクトに関しては、リプロダクティブ・ヘルスや結核対策などいくつかの分野で、高い知見を持つ専門家を JICA の専門家として派遣するなどの関わりを持ってきました。また、プロテコや「協力準備調査(民間提案型)」などについて、いくつかの実績を持っています。

◎技術協力プロジェクト(技プロ)について

<http://www.jica.go.jp/project/>

◎プロテコについて

<http://www.jica.go.jp/partner/proposal/#a01>

◎協力準備調査(民間提案型)について

[http://www.jica.go.jp/announce/general\\_info/info20080326\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/general_info/info20080326_02.html)

※ウェブサイトでは「民間提案型プロジェクト形成調査」となっています。

### (3) 有償資金協力(円借款)

有償資金協力は、無償と異なり、相手の開発途上国に開発資金を貸し付ける形態の援助です。旧来、海外経済協力基金(OECF)と日本輸出入銀行が1999年に統合してできた「国際協力銀行」(JBIC)が行っていましたが、2008年、海外経済協力部門がJICAに統合され、円借款もJICAが行うことになりました。

円借款は、経済インフラに活用されることが多いです。円借款との関係では、NGOはインフラ事業における環境への配慮や地域住民の人権・利益の保障などに関するアドボカシー、および、HIV/AIDSの感染率の高い国における建設労働者への予防プロジェクトの実施などに関わってきました。

名称	開始年・趣旨	実施方法	実績等(2007年度)
一般プロジェクト無償	1969年。施設建設・資機材調達等の事業(プロジェクト)のために資金協力をを行う。後開発途上国等では基礎インフラにも支出。	被援助国が要請⇒JICAの事前調査⇒概算額策定⇒交換公文署名⇒一般競争入札で請負・調達業者選定⇒JICAが贈与契約締結、案件監理の必要な業務実施⇒終了後在外公館・JICAがモニター	141件、667億円
ノン・プロジェクト無償	1987年創設。世銀・IMFと協調して経済構造改善努力を実施する途上国へ、物資の輸入代金を支援。	被援助国が要請⇒閣議決定⇒交換公文締結(目的・供与金額・用途決定)⇒調達代理機関を通じて物資調達	23カ国、23件、293億8400万円
草の根・人間の安全保障無償	1989年創設。03年より現在の名称に。NGO、地方自治体、教育・医療機関等の非営利団体が現地において実施する小規模プロジェクトに支出。	在外公館に援助要請⇒案件選定⇒外務省で承認⇒贈与契約締結⇒被援助団体が業者と調達にかかわる契約⇒資金供与⇒報告・評価	121カ国+1地域、1235件、118億円
日本NGO連携無償	2002年度創設。日本のNGOが実施するプロジェクトに資金協力をを行う。	在外公館・外務省民連室に申請⇒案件採択⇒贈与契約締結⇒実施⇒報告書提出・モニタリング	26カ国+1地域、64件、26億円(12.3億円=JPF 拠出金含む)

人材育成研究支援無償	1999 年度「留学生支援無償」、01 年「研究支援無償」⇒07 年現況に。若手行政官の学位取得を通じた人材育成＋途上国の問題解決のための研究活動支援。	(人材育成)被援助国が人材育成計画策定・要請⇒交換公文締結⇒対象者の必要資金供与。(研究)日本・途上国の研究者に渡航費等供与。被援助国が要請⇒交換公文締結⇒実施契約(日本政府/実施代理機関と被援助国)⇒必要経費支出	アジア地域 10 カ国 268 名。研究支援は 2007 年実績なし
テロ対策等治安無償	2006 年度開始。海賊対策・紛争後復興を進める為の治安分野の貢献。	(プロジェクト型)一般プロジェクト無償と同様。(プログラム型)国際機関と交換公文署名、国際機関が実施	フィリピン・マレーシアで合計 10.82 億円
防災・災害復興支援無償	2006 年度開始。防災・災害復興に関する日本の知見・経験に基づいた国際貢献を行う。	(プロジェクト型)一般プロジェクト無償と同様。(プログラム型)国際機関が実施。(二国間プログラム型)交換公文⇒調達代理機関が事業監理して一括拠出。	7カ国(アジア3、北アフリカ1、中南米2、大洋州1)51.25 億円
コミュニティ開発支援無償	2006 年度開始。他ドナーとの格差是正のために現地業者等を活用＋コミュニティの総合的能力開発の支援が目的。	(二国間型)JICA が概略設計調査⇒案件採択・交換公文締結⇒調達代理機関が事業監理。(国際機関型)国際機関と交換公文締結⇒実施	12カ国、94.58 億円
貧困削減戦略支援無償	2007 年度開始。世銀・IMF の貧困削減戦略導入、援助効果の進展に対応し、日本もプロジェクト型支援を補完する形で導入。	被援助国の要請に基づき、政治・経済情勢、PRSP の策定状況、プロジェクト型支援との補完状況にかんがみて決定。一般財政支援、セクター財政支援、コモンファンド型財政支援の3つがある。	2カ国、9.675 億円(タンザニア、ガーナ)
水産無償	1973 年度開始。	一般プロジェクト無償と同様。案件採択に関しては日本との漁業分野の関係を考慮。漁港等の漁業生産基盤、水産物流通・加工施設、水産物の研究、研修施設の整備、漁業調査船の建造、漁村振興等に必要な資金を拠出。	6カ国、6件、45.99 億円
文化無償	1975 年開始。いくつかの文化関係無償を統合して 2005 年度に現在の形に。	相手国政府の担当官庁から大使館に要請⇒外務省が案件採択⇒「一般文化無償」は相手国政府と交換公文⇒一般競争入札で業者選定、「草の根文化無償」は資金の被供与機関と贈与契約⇒被供与機関が三者見積で業者決定	一般文化無償 14 件 17.92 億円、草の根文化無償 35 件 2 億円
緊急無償	1973 年「災害緊急援助」、その後 95 年に「民主化支援」、96 年に「災害復興支援」を加え 2002 年現行に。	相手国政府・国際機関からの要請⇒外務省が決定、閣議で外相が発言⇒相手国・機関と口上書取り交わし⇒資金供与	19 件、42 億円
食料援助	1968 年度に開始。	相手国の要請⇒外務省で審査⇒日本国として決定⇒交換公文⇒調達代理機関が調達契約書を業者と締結⇒実施。国際機関型の場合、国際機関と交換公文。	二国間 16 カ国 72.8 億 8000 万円、国際機関経由 86.8 億円
貧困農民支援無償	1977 年度に開始。食糧増産援助として農業資機材の供与。2002 年以降、農業を援助対象とせず。2005 年度より「貧困農民支援無償」となり、支援対象を貧困農民・小農に限定。	相手国の要請⇒外務省で審査⇒交換公文署名⇒調達代理機関が競争入札⇒業者と調達の契約書締結⇒実施	二国間 15 カ国 50 億円、国際機関経由 7.2 億円
環境プログラム無償資金協力	途上国の気候変動対策の取組支援。具体的には、気候変動緩和策・適応策の政策・計画策定やプロジェクト実施に必要な資金の拠出。	閣議決定⇒交換公文締結(目的・供与金額・用途決定)⇒調達代理機関を通じて調達	2008 年度(平成 20 年度)から実施

(別表 2) / 外務省、JICA ホームページを元に NGO 研究会事務局作成

### 3. コミュニティ開発支援無償の課題

---

#### (1) コミュニティ開発支援無償とは

コミュニティ開発支援無償(以下、「コミ開無償」)は、2006 年度に新設された無償資金協力スキームで、名目としては、貧困・飢餓・疫病など、人命や安全な生活への脅威に直面するコミュニティの総合的能力開発の支援が目的です。このスキームの形成には、2004-5 年のスマトラ沖津波の緊急支援において現地業者を活用した結果、安価で大きな効果を上げることができた教訓があります。また、同時期、わが国も関わって、アフリカ開発の文脈で、教育と水・衛生など複数のコンポーネントによって村落開発を支援する「アフリカン・ヴィレッジ・イニシアティブ」が提起され、ジェフリー・サックス氏などがこのコンセプトに基づいて UNDP に「ミレニアム・ヴィレッジ・イニシアティブ」を設立したことから、国際機関経由でこれを支援するという要請もありました。これらを含む形で、2006 年に形成されたスキームが「コミュニティ開発支援無償」です。

コミ開無償には、「二国間型」と「国際機関型」があります。二国間型は相手国の要請に基づいて交換公文を結び、わが国の調達代理機関((財)日本国際協力システム(JICS)などが請負)が相手国の調達を代理して、現地業者を活用して事業を進めるものです。現在までの実施状況を見ると、もともと想定されていた、複数のセクターにまたがってコミュニティ開発を行うデザインの事業はあまりなく、ほとんどの案件が、現地業者による学校建設を中心としたものになっています。一方、国際機関型については、日本政府と国際機関が交換公文を交わして実施するもので、UNDP を通した「ミレニアム・ヴィレッジ・プロジェクト」への資金拠出以外に、ユニセフや UNHCR などプロジェクトを実施するものが多いです。いずれにせよ、現地業者による施設の建設などハード面以外に、建設した学校などの施設をどのように適切に使うかという観点でソフト・コンポーネントが併設されており、PTA による学校管理の手法に関するハンドブックの作成やワークショップなどが「ソフト・コンポーネント」として行われています。

なお、コミ開無償は、所定の学校の建設などを終われば終了、ということですので、期間として、半年～1 年半程度が想定されており、NGO が得意とする、より長期にわたるコミュニティ開発支援を目的とした設計にはなっていません。

#### (2) NGO が連携するうえでの課題

「コミュニティ開発支援無償」は、その名称から、NGO が参画出来る制度とみなされてきました。しかし、現在までのところ、実績としては、二国間型がゼロ、国際機関型が1にとどまっています。

国際機関型については、NGO は国際機関が日本政府と交換公文を交わして実施する事業について、当該国際機関と「実施パートナー」(Implementing Partner)を組んで実施するものであり、実態としては、国際機関の事業にサブ・コントラクターとして入ることになります。日本の NGO は、現地 NGO や現地業者とコスト面での競争にさらされることとなります。わが国の NGO がもともと事務所を開設してプロジェクトを実施している地域で、新たにコミ開無償が行われる場合には、わが国 NGO として何らかの参入ができる可能性があります。しかし、新たにプロジェクトを形成して入る場合はコスト的に極めて不利であるといえましょう。

二国間型への参入は、国際機関型よりも難しいといえます。二国間型は、今のところ、学校建設が中心ですので、当事国で建設業者の資格を持っているかどうかなどが問題とされる可能性もあります。自分がプロジェクトをやっている地元で当該事業が行われる場合には、地元の業者や NGO との連携は可能ですが、そうでない場合は、とくに価格の問題で困難が予想されます。

一方、このスキームは、学校建設にしても、建設した後にコミュニティがきちんと学校を管理できるように、ソフト・コンポーネントを入れるというデザインにはなっています。これを NGO が受注するという事は可能であり、実際に、セネガルの案件では、セネガル・マリの有力な農村開発 NGO である ENDA(Environnement et Developpement du Tiers Monde: 第3世界の環境と開発のためのアクション)がソフト・コンポーネントの実

施を受注しています。わが国の NGO も、自分の活動地で案件が実施される場合には何らかの参入は可能かもしれません。

いずれにせよ、コミ開無償は、現地業者を活用して安価に学校等の社会インフラを建設する事業であることを考えれば、教育分野で、とくに学校建設などを中心に行っている NGO が、自らの活動地で行われるコミ開無償案件に関わるチャンスはあるのではないかと考えられます。

## Column 1

### コミュニティ開発支援無償の経験から

特定非営利活動法人 JEN プログラム・オフィサー 山田 絵美氏

JENでは、2008年10月～2009年9月まで南スーダン・ジュバで UNHCR の実施パートナー(Implementing Partner: IP)として事業を実施しました。事業はまだ継続中で学校も建設途中なので、事業が成功したかどうかを判断することはまだできませんが、「コミュニティ開発支援無償(以下「コミ開無償」)の契約を結ぶことができた」という事例とし事業の概要を契約にいたった経緯を紹介したいと思います。

#### UNHCR との協働事業

事業は南スーダンの首都・ジュバと南スーダン内の最北州である北バハル・アル・ガザール州で、ジュバに1校、アウェルに1校の教員養成校を建設し、それぞれの教員養成校の周りに教員養成校でトレーニングを受けた教員が授業を行うサテライト校をジュバに3校、アウェルに2校建設するというものです。この事業全体をコミュニティ開発支援無償から国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)に供与された資金で行い、JEN はジュバでの小学校3校の事業を担当しました。

日本政府と UNHCR の間で交換公文(Exchange of Notes: E/N)が締結されたのは2008年3月のこと。南ス

ーダンで活動する他の日本の NGO にも参加を呼びかけられました。しかし、他の NGO は事業実施地域に拠点を持っていなかったことなどから、関心を持つ団体は現れず、日本の NGO としては、JEN だけがパートナーになりました。

#### コミュニティ支援無償に実施パートナーとして関わってみて

お話ししてきたように、JEN は日本政府から直接、コミ開無償の資金の供与をうけて事業を実施したわけではなく、日本政府が UNHCR と結んで行ったコミ開無償(国際機関型)について、UNHCR の実施パートナーとして事業の実施に関わりました。そのため、コミ開無償それ自体の問題点や是非などは分かりません。むしろ、実施パートナー契約の相手方である UNHCR との調整をどのように行うかという点に苦労しました。また、UNHCR との契約を年度ごとに結ぶことになっているため、全18ヵ月必要な工程の中で契約を結べているのは10ヵ月までです。18ヵ月の事業なのに一括契約にしていただけなかったのは、予算管理や、契約に関わる作業量を考慮すると残念です。

## 4. 本体事業への橋渡し—協力準備調査(民間提案型)

### (1) 協力準備調査(民間提案型)とは

今回は、JICA が持っているスキームに移りましょう。JICA 等が実施している技術協力プロジェクトは、二国間国際約束に基づき実施される、専門家派遣と研修員の受け入れを中心としたスキームです。NGO は、専門的な能力のあるメンバーを JICA の専門家として派遣する、もしくは、国内研修を請け負う、といった関わりを持つことはできません。

プロテコ(提案型技術協力)は、相手国の要請に基づいて、NGO など民間が事業を実施するもので、相手国の要請に答えて行う「要請対応型」と、NGO などが JICA と共同して課題を開発して案件としていく「課題開発型」の二つに分かれます。プロテコについては、NGO が受注した実績が数件あります。

一方、これらの技術協力案件の形成のために設けられた制度もあります。それが「協力準備調査(民間提案型)」です。これは、プロジェクト案件形成段階において NGO など民間が持つ活力を活用するという目的で設置されました。JICA が特定のテーマについて「協力準備調査(民間提案型)」にのせるということで公

示を行い、これに呼応した NGO 等が数週間程度、予算数百万から 1~2 千万程度で調査を実施するというスキームになっています。実施する調査は個別プロジェクトの業務委任事項 (ToR、事業内容) を決定するものではないため、関連するプロジェクトが二国間援助の案件となって実施が公示された場合、「協力準備調査」を行った団体が受注することが可能です。

## (2) NGO が連携するうえでの課題

協力準備調査 (民間提案型) は、2007 年度の設置以降 5 件が公示され、このうちの 2 件を NGO が受託しました。NGO は、これを受託した経験から、以下の提言を行っています。

- a) 公示からプロポーザル提出の締切までの期間が 1 か月足らずと短い。もう少し猶予を持たせる必要がある。
- b) 「協力準備調査」 (民間提案型) について、NGO 側としては、現地でたとえば「草の根技術協力事業」の「草の根パートナーシップ型」を継続実施していた NGO が、自らのプロジェクトを、別個のスキームを活用してスケール・アップしていくためのツールとして位置づけるとよいのではないかと。

## 5. ODA における NGO の能力発現の場を拡充するために

---

### (1) NGO が強い分野が含まれている「ODA 本体事業」の拡充

このように見てくると、一つのことが分かります。それは、いわゆる「ODA 本体事業」とされている「一般無償」、「コミュニティ開発支援無償」、「技術協力プロジェクト」など、国際約束に基づいて行われる事業 (JICA においては「JICA 法」一号業務) において、日本の NGO の強みとされる、「ソフト案件」、持続的な草の根からのコミュニティ開発や、NGO が持っている技術を活用した現地セクターの能力向上事業などに適したスキームが少ないということです。

しかし、二国間援助において、NGO が強みを持っている、コミュニティ開発や、現地 NGO の能力強化などのニーズは本当にはないのでしょうか。実は、諸外国の二国間援助には、そういった案件が数多くあります。米国、欧州それぞれ、二国間援助の文脈で、これらのソフト・コンポーネントがしっかりと位置付けられており、具体的な実施については、先進国および現地の NGO が連携して活躍しています。相手の途上国政府において、保健や教育、水・衛生などコミュニティ開発分野においてニーズがないということは本来ありえず、こうした分野で二国間援助を形成しようと思えば、可能であるはずなのです。

もし、わが国のいわゆる「ODA 本体事業」において、各種の二国間援助のスキームがソフト面での需要を十分すくいあげ、案件を形成・実施することがもっと積極的に出来れば、また、そこに NGO が積極的に参入していければ、「人間の安全保障」を主要な柱として掲げるわが国の援助に新たな方向性を切り開くことができると同時に、NGO も二国間援助の主要なアクターとして活躍することができるのではないのでしょうか。

### (2) 援助スキームに関する「発想の転換」を

わが国の NGO が、より積極的に ODA と連携していくために、どのような制度改革が必要か。このことを考えるときに、まず必要なのは「発想の転換」だと思います。

旧来、わが国の ODA においては、「顔の見える援助」として、相手国との国際約束に基づいて実施する二国間援助が最優先され、これが「ODA 本体事業」と言われてきました。援助資金はそこに最も重点的に配分されてきました。「NGO 連携無償」や「草の根技術協力事業」など NGO 向けのスキームに基づく援助は、能力の向上や国民の参加促進といった分野に分類され、残念ながら、わが国の国際協力の主流とはみなされてこなかったのが現実です。

しかし、援助を取り巻く状況はここ 10 年で大きく変わりました。わが国の援助の総量は、10 年前と比較し

て半分強へと減少しました。一方、援助の方法論は国際的に大きく変わりました。政府機関のみで行う援助から、NGO や民間セクター、国際機関、各国のドナー機関などが連携して行って現地での開発効果をいかに上げるかという方向が、国際的には主流になりつつあります。

この状況の中で、わが国の援助を、より時代に適合したものにしていくためには、旧来の「ODA 本体事業」優先というあり方を相対化し、多様な関係者の参画を保障する援助へと変えていく必要があります。その一つの方向性が、現行の「NGO 連携無償」「草の根技術協力事業」など、NGO 向けの援助スキームを拡大することです。

先に見たように、わが国の既存の二国間援助スキームは、途上国に大きく存在するソフト面でのニーズをすくい上げる上で十分ではありません。「NGO 連携無償」「草の根技術協力事業」を大きく成長させることは、この部分をカバーしていく上でも有効な方法であると言えます。大きく発想を転換し、NGO 向けスキームによる NGO・ODA 連携をわが国 ODA の柱の一つとして位置づけることが、NGO・ODA 連携の強化のための第一歩となります。

### **(3) 「コミュニティ開発支援無償」の抜本的改革を**

一方、「ODA 本体事業」の中に位置づけられている旧来のスキームを改革し、NGO の関わる余地を大きく広げることも重要です。「コミュニティ開発支援無償」の改革は、ここに位置づけられます。

コミ開の抜本的な改革には、学校など社会インフラの「建設」に加えて、それを基礎としたソフト・コンポーネントの部分を大きく広げ、期間については、特定の施設ができれば終わりというのではなく、施設の活用の定着やコミュニティ活動との連携などの事業も組み入れて、たとえば3～5年の事業とし、このソフト・コンポーネントの部分について、とくに、途上国現地で活動している日本 NGO の参画を積極的に位置づける、などの方向性がありうるのではないかと考えられます。

この場合、案件については、最初は、日本の NGO が多く活動している国・地域を選び、パイロット・プロジェクトとして成功させていく必要があると考えられます。

### **(4) 技術協力プロジェクト 現地 NGO への能力強化の視点をどう組み入れるか**

技術協力プロジェクトは、二国間をベースとした専門家派遣と研修生の受け入れ等が中心となっています。しかし、開発のアクターは政府だけではありません。実際、途上国の NGO は技術協力や能力の向上を求めています。また、実際の技プロにおいては、地域・分野によっては、現地 NGO がプロジェクトの最終的な実施者として存在し、現地 NGO や、当事国でプロジェクトを行っている日本の NGO が連携しているケースも存在しています。こうした現実に鑑みれば、これらの技術協力のスキームに、もっと積極的にわが国および現地の NGO を位置づけることは重要ではないでしょうか。

この点に鑑みれば、スキームの設計の詳細については将来詰めていくとしても、技術協力について、例えば、二国間で締結する国際約束をより包括的なものとし、相手国の開発計画に調和し相手国政府が認める範囲において、現地で開発に取り組む NGO や地方政府機関・公共機関、コミュニティを基盤とした組織などと日本の NGO を、連携・協力・能力向上などにしっかりと活用していく、という方法はありうるのではないかと考えられます。

これらのプロジェクトの重要性は日増しに高まっています。事業実施における NGO の必要性が先進国・途上国ともに高まり、他ドナーも NGO を介して援助を積極的に行っているところ、わが国としても、NGO/ODA 連携に基づく新しい二国間援助のスキームを、既存制度の見直しの上で形成し、実質上 NGO がより大きな財源にアクセスするべく道を開くことが必要だと思われる。

## 民間提案型プロジェクト形成調査 NGO による応札経験と課題

社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 事務局次長・事業部長 定松 栄一氏

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン(SCJ)では、2008年にエジプト・アラブ共和国(エジプト)におけるストリート・チルドレン支援のための民間提案型プロジェクト形成調査(現「協力準備調査(民間提案型)」)を実施しました。実際に応札してみてもどのような成果と課題があったのかを、経験に基づいてお話ししたいと思います。

ご存知のように、日本のODAとNGOの連携は「ODAへの国民参加」という枠組みで進められ、連携を促進するために外務省の日本NGO支援無償(現・日本NGO連携無償)や独立行政法人国際協力機構(JICA)の草の根技術協力事業などが整備されてきました。しかし、SCJはJICA法の定める4号業務だけでなく、1号業務にも参加したいと考えていました。民間提案型プロジェクト形成調査に応札した戦略的な理由は、1号業務参加の突破口を開きたかったためです。

### 聞き取りから公示を察知して契約へ

2008年4月に、SCJ本部に訪れたJICAの本部職員の方から「JICAがエジプトでストリート・チルドレン支援に本格的に取り組むためにNGOと協力することを検討している」旨を聞きました。SCJの取り組みを紹介するとともに他のNGO数団体を紹介する一方で、「聞き取りがあったということは公示が出るのではないかと考えて、JICAの公示情報を注意深く見ていました。すると、6月25日にWEB上で公示が出たのです。当時SCJはエジプトに拠点がなく支援実績もありませんでしたが、アメリカやイギリスのセーブ・ザ・チルドレンからも情報を集めてプロポーザルを提出したところ、業務契約にいたりました。

業務実施契約と手続きの流れをもう少し詳しくご説明します。今回の場合、6月25日に公示が出された後、6月30日に関心表明表を提出。その後、業務指示書の提出を挟んで7月22日にプロポーザルを提出しました。

プロジェクト実施能力はもちろんですが、契約交渉や報告書作成、精算業務などを行う実務能力が審査では重視されていると感じました。例えばプロポーザルには「団体としてのコンサルタント経験、能力」「業務の実施方針」「業務従事予定者の経験、能力」の3項目を記載しますが、事前に提示された業務指示書内の採点基準によると「業務従事予定者の経験、能力」に対する配点が60%程度占めていたと記憶しています。

### NGO から見た特徴と課題

民間提案型プロジェクト形成調査は、ある国での開発課題を解決するために相手国からの援助要請に基づい

てプロジェクトが行われるという二国間援助の案件を形成するための準備調査であり、主体はJICAです。つまり、日本NGO連携無償や草の根技術協力事業とは異なり、NGOはJICAから依頼を受ける下請けの立場で参加することになります。したがって、NGOが民間提案型プロジェクト形成調査の契約以前に草の根パートナー案件などで実施してきた事業との関連性や連続性は必ずしも担保される訳ではありません。例えばSCJはネパールやミャンマーなどで草の根パートナーの実施経験を踏まえて、これらの国々で事業を実施したかったのですが、今回受託したのはエジプトというそもそも拠点すらない国での事業でした。

事務手続き上の特徴としては、公示からプロポーザル提出までの期間が1ヵ月と短いために業務が集中して負担が大きいことや、要求されているスキルレベルが高く、マネージャー以上の職員が約半年の間業務時間の半分程度の時間を使うために他の業務との調整が難しいこと、事後一括精算方式のため一時的なNGOの負担金が大きくなってしまふことなどが挙げられます。特に資金面については、例えば調査対象国・地域で紛争が発生して調査を完了できない場合、NGOの持ち出しが続くことを意味します。ある程度財力のある団体であれば大きな問題にはなりませんが、財政規模によっては組織の存続にすら影響を与える可能性もでてきてしまうでしょう。

### 求められる、NGOの本体事業参加への道筋

「NGOとの戦略的連携に向けた五ヵ年計画」の中に、JICAでいうところの4号業務だけでなく、1号業務、つまりJICAの本体事業にNGOが参加することが方針として定められています。草の根パートナー案件による成果を発展させ、政策レベルに発展させる道筋を民間提案型プロジェクト形成調査で作れないでしょうか。もし難しい場合は必要なスキームについて議論が必要だと思います。

民間提案型プロジェクト形成調査そのものについては、公示からプロポーザル提出までの期間にもう少し余裕を持たせること、事後一括精算方式ではなく一部払いや概算払いなどの方式を導入すること、技術協力プロジェクト案件の経験だけでなく、草の根技術協力事業の仲の「草の根パートナー型」案件の経験も評価することなどを検討してもらえればと考えています。

# NGO 活動環境整備支援事業

## NGO の能力強化と事業環境の最適化

### 1. NGO 活動環境整備支援事業の現状

NGO 活動環境整備支援事業は、1999 年に、国際協力 NGO が積極的に活動を展開していくために国内の活動基盤を整備しようという趣旨で開始された事業で、プロジェクト実施系の NGO、政策提言・ネットワーク系の NGO を問わず、多くの国際協力 NGO がこの制度を活用しています。以下、どのようなものがあるか見ていきましょう。

#### (1) NGO 相談員

国際協力分野で経験と実績をもつ日本の NGO の職員が外務省の委嘱により「NGO 相談員」となり、NGO の国際協力活動、NGO の設立、組織の管理・運営といった、NGO に関する市民や NGO 関係者からの質問・照会に答える役割を担う制度。国際協力への理解促進のため、地方自治体や教育機関などと協力し、国際協力関係の行事に参加して相談業務や講演を行う「出張相談サービス」も実施する。

◎2009 年度は以下の団体が NGO 相談員を受託しました。

財団法人北海道国際交流センター	特定非営利活動法人名古屋 NGO センター
特定非営利活動法人国際ボランティアセンター山形	特定非営利活動法人関西 NGO 協議会
財団法人ケア・インターナショナル・ジャパン	財団法人 PHD 協会
特定非営利活動法人国際協力 NGO センター	特定非営利活動法人関西国際交流団体協議会
特定非営利活動法人難民を助ける会	特定非営利活動法人 AMDA 社会開発機構
特定非営利活動法人日本国際ボランティアセンター	特定非営利活動法人岡山県国際団体協議会
財団法人国際センター	特定非営利活動法人えひめグローバルネットワーク
特定非営利活動法人ピースウィンズ、ジャパン	特定非営利活動法人 NGO 福岡ネットワーク
特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン	特定非営利活動法人沖縄 NGO センター
特定非営利活動法人横浜 NGO 連絡会	

#### (2) NGO インターン・プログラム

民間による国際協力の担い手である NGO への就職を希望する若い人材が増えている中、経験があり即戦力として事業に投入可能な人材の拡充を通じて NGO による国際協力の重層化を図る制度。2010 年度に新設された。

#### (3) NGO 研究会

開発途上国に対する支援の重点分野や特定の国などを対象として、複数の NGO が自らの事業実施能力・専門性の向上を図るために行う研究会活動を外務省が主催する制度。各研究会では、NGO が直面する共通の課題をテーマとして、調査・研究、セミナー、ワークショップ、シンポジウムなどを行い、具体的な改善策を報告・提言することによって、組織や能力の強化を図る。

#### (4) NGO 長期スタディ・プログラム

a) 現地の状況に応じたきめの細かい援助、b) 迅速かつ柔軟な緊急人道支援活動、c) 顔の見える援助、

d) 政府では手の届かない地域での援助などを実施する日本の NGO が一層の国際競争力を獲得できるよう、NGO の総合能力強化を目的として創設された制度。途上国の開発現場において大規模な援助活動を展開している欧米等の NGO または国際機関に日本の NGO の中堅職員を派遣し、個々の NGO のニーズに応じたテラーメイドのスタディ・プログラムに基づき、活動戦略、事業運営管理、組織運営等の実務を習得することによって、NGO の能力強化を目指す。

◎外務省「NGO 活動環境整備支援事業」

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda\\_NGO/shien/kankyo.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_NGO/shien/kankyo.html)

## 2. NGO 活動環境整備支援事業—これからの課題

---

### (1) NGO 活動環境整備支援事業への高いニーズ

1999 年に開始された活動環境整備支援事業は、NGO の人材確保・運営への支援として機能している「NGO 相談員」「NGO インターンシップ制度」、NGO の能力強化を支援する「NGO 研究会」「NGO 長期スタディ・プログラム」の4つに収斂され、多くの NGO が活用しています。活動環境整備支援事業は、とくに以下の四つの側面において、今後もその重要性が高まっていくものと考えられます。

#### a) 政策提言・ネットワーク系 NGO の支援

(a) 地方の NGO、(b) NGO ネットワーク、(c) 政策提言・アドボカシー系 NGO の活動は、わが国においては特に民間や個人からの資金調達が困難な分野です。しかし、開発や環境など地球規模課題にかかわる多国間の政策決定については、NGO・市民社会が参加することが常識となりつつあり、NGO がこれらの分野で役割を果たす必要性はどんどん高まっています。G8 や G20 などグローバル・ガバナンスにおいても、NGO が国際的に持つネットワークや現場での知見が、政府の政策決定にも積極的に活用されることが多くなってきました。わが国においても、政策提言にかかわる NGO およびネットワークの強化の優先順位が高くなってきたと言えます。

#### b) NGO の能力強化

個別の NGO の努力だけでは、現在の援助潮流の変化のスピードや多様化するニーズに対応して自己革新を遂げていくことは難しいと考えられます。NGO が共同して、自己の活動をアップデートしていく努力を強化していく必要があります。

#### c) NGO の公共性の担保

NGO 連携無償の改革など、NGO/ODA の連携を成功裏に進めていく上では、個々の NGO の個別の利益だけでなく、セクターとしての NGO を代表してプロセスを進行させていく必要があります。NGO ネットワークの重要性はどんどん高まっています。

#### d) 地方における国際協力への理解の浸透と国際協力への接点の拡大

地方における国際協力への理解の浸透と国際協力への接点の拡大：国際協力の各種イベントは東京に集中するきらいがありますが、改めて確認するに、わが国の人口の9割は東京以外の都道府県に、また、7割以上が関東地方以外の地域に在住しています。地方においてこそ、国際協力の必要性への理解や、国際協力活動と市民の接点の拡大が必要とされています。地方における国際協力 NGO の取り組みへの支援はさらに強化される必要があります。

活動環境整備支援事業は、こうした課題に対応する形で拡充される必要があります。以下、個別の点について見ていきましょう。

## (2) 政策提言・ネットワーク系 NGO の人材確保・運営の支援

2008 年の G8 北海道・洞爺湖サミット以降、わが国でも、国際協力における NGO の政策提言・アドボカシーの重要性についての認識がようやく高まってきました。各分野で政策提言に取り組む NGO は、それぞれ、国際的なネットワークを有しており、それぞれの分野での国際的な流れについて多くの知見を持っています。また、取り組みの背景をなす考え方についても熟知しています。

一方、わが国政府の開発援助に関する体制は、他の G8・OECD 加盟国などに比べると、政策面で専門家などが十分に配置されておらず、また、援助政策を形成して行く上で必要な「考え方」についても、多種多様な「考え方」を検討した上で、多国間で通用する政策を作っていく体制が完璧とは言いにくい状況にあります。これらに鑑みれば、政府が各分野・各地域において国際的な吟味に耐えうる援助政策を形成して行く上で、NGO が果たしうる役割は大きいと考えられます。

実際、洞爺湖サミットにおいて、「洞爺湖国際保健行動指針」を形成していく上で、保健分野の NGO のネットワークである「GII/IDI 懇談会」は大きな役割を果たしましたし、教育分野の援助に関して、「教育協力 NGO ネットワーク」(JNNE)は大きな役割を果たしています。

本来、こうした政策提言の分野は、政府だけでなく、広く市民の個人募金や民間セクターからの資金で支えられる必要があります。しかし、残念ながらわが国では、こうした活動への市民や民間セクターの認識は低く、資金調達が極めて難しいのが実情です。これに鑑みれば、まずは政府が、民間セクターや一般社会の参画の余地を保障する形で、NGO の政策提言活動を支える制度を「NGO 活動環境整備支援事業」の中に作ることを検討してもよいのではないのでしょうか。具体的には、例えば以下の案があります。

### a) 国際協力政策の改善のための NGO・官・民・学プラットフォームの設立

わが国の国際協力政策や実施の問題点を是正し、各地域・各分野での政策形成を促進するための政策提言・アドボカシーや、国際協力への理解を促進するためのキャンペーンなどを実施するための NGO・官・民プラットフォームを設置する。

### b) プロポーザル・ベースでの政策提言もしくはキャンペーン・プロジェクトの実施

NGO は国際協力政策の改善にかかる年間ベースでの政策提言の形成やキャンペーン実施のプロジェクトをプロポーザル・ベースで提案し、プラットフォームは、各セクターと有識者が参加する審査委員会を通過したものに資金を拠出する。

これはあくまで一例ですが、国際協力政策の形成において、国際的ネットワークを有する NGO の能力の活用は、今後もその重要性が高まっていくものと考えられます。一方、先にも述べたように、この分野は、残念ながらわが国の民間セクター・民間財団・一般社会における寄付・拠出インセンティブが極めて低いのが実情であり、短期的には政府が資金を拠出しつつ、中長期的に他セクターの寄付・拠出インセンティブを高めていく必要があると考えられます。

## (3) プロジェクト案件形成・実施能力の強化・NGO の公共性の担保

近年の国際協力の潮流の変化や多様化のスピードは速く、わが国の小規模な NGO が個々にキャッチアップしていくには多くの困難が伴います。とくに、わが国の中堅規模の NGO においては、現場でのプロジェクトの維持・発展が最優先課題であり、これらの援助潮流の変化に関する情報の収集や、こうした動向にアップデートする形での事業の改革や新規案件の形成などはなかなか難しいのが実情です。こうした取り組みについては、やはり、NGO 全体のネットワークや、分野別・地域別の NGO のネットワークが共同で行うことが重要であると考えられます。

「NGO 研究会」は、NGO が共同で行う、こうした調査・研究の努力を支援する上で大変効果的なスキームであるといえます。専門家の協力や海外研修・調査なども組み入れ、NGO の能力強化のための、より大きなプラットフォームとして活用できるような方向性を目指す必要があるのではないかと考えます。

また、2009 年度に行われた NGO 連携無償の改革については、「NGO 研究会」(政府との連携)が、調査・研究やアンケートの実施などで「五ヵ年計画推進チーム」を補完する形で大きな役割を果たしました。こうした、NGO/ODA 連携の促進に関して NGO セクターの公共性を担保するための事業についても、一定のコストは生じており、これらのコストをどのようにまかなうかが重要な課題です。NGO ネットワークについては、先程の政策提言事業でもそうですが、事業ニーズに対して、民間セクターや国民一般からの投資インセンティブが極めて低いのが実情であり、このアンバランスを埋めることが必要とされています。

#### (4) 地方における国際協力への理解の促進

地方の NGO は、東京の NGO に比べて不利な状況におかれています。資金や人材、情報流通いずれの側面でも、地方でとくに国際協力関係の NGO を維持・発展させていくには困難が伴います。しかし、地方の NGO の活動がなくなってしまうと、地方における国際協力への理解や、国際協力との接点のかなりの部分が失われてしまいます。日本国民のうち、東京に在住している人口が全体の 10%、関東圏をあわせても 25%であることを考えれば、国際協力への国民理解の促進において、地方の NGO が果たしうる役割が非常に大きいことは明らかです。

この点に鑑みれば、地方の NGO がそれぞれの地域で、自らが途上国で実践しているプロジェクトの経験や、地域の国際化の促進、地域における外国人コミュニティとの連携などの活動を地域に還元する取り組みを支援することは、わが国における国際協力への理解を全体として押し上げていく上で非常に重要であると考えられます。

こうした地方での国際協力への理解促進に向けては、JICA の各地方支部の取り組みを強化するとともに、NGO 活動環境整備支援事業の中で、国際協力への理解促進に関する地方 NGO の支援強化を位置づけることが必要ではないかと考えられます。

#### (5) まとめ

国際協力 NGO の日本国内での活動を支援・強化する「活動環境整備支援事業」のニーズは、今後とも増大するものと考えられます。旧来の能力強化や活動環境整備といった発想に加え、政策提言事業の強化、ネットワークの強化、地方における国際協力理解の促進といった発想を加えて、前向きな見直しが必要ではないかと考えます。

# 国際協力の新時代に どのような NGO/ODA 連携が必要か

## (1) NGO/ODA 連携を深め、有意義なものにしていくために

これまで、ODA と NGO の連携促進について、a) NGO プロジェクト向け ODA スキームの改革、b) ODA 本体事業への NGO の参入の促進、c) 国際協力 NGO の国内活動環境の整備と能力向上、の三つの観点から、現状と課題を確認してきました。

わが国の ODA は 10 年あまりにわたって減少を続けており、資金規模は 90 年代当時の 50% 強へと減っています。21 世紀に入ってから既存ドナー国の援助資金拡大、新興国の興隆、民間セクターによる途上国投資へのインセンティブ拡大の中で、わが国 ODA が単独でパフォーマンスを維持することは困難であり、NGO を含めた多様なセクターとの連携と、政策面でのリーダーシップ確保によって、その存在を高めることが必須となっています。こうした中で NGO の役割はますます拡大してきており、NGO/ODA 連携は、NGO が日本の ODA の主要な担い手の一つとして成長することを効果的に後押しすべきです。

また、日本国内での国際協力への理解において、実際に市民・国民の国際協力との接点や国際協力への直接の参画を促しうる NGO の存在は貴重です。こうした側面でも、NGO と ODA の連携はもっと積極化されるべきです。

このように、「新時代」の NGO/ODA 連携は、単に NGO を ODA の担い手の一つとして認識し、NGO を「活用」する、という発想、もしくは、わが国 NGO を欧米 NGO と伍した存在として育てるといった発想だけでなく、実施、政策提言、キャンペーン、国際協理解の促進といった多面的な側面から制度を見直し、再構築される必要があると考えられます。

以下は、こうした「新時代」の NGO/ODA 連携に向けた提言となります。折しも、新政権において、岡田外務大臣のもと、ODA の見直しが行われている最中です。ODA における多様な関係者との連携において、NGO が適切な地位を占めることができることを期待しています。

## (2) NGO プロジェクト向け ODA スキームの改革

- ▶ 2009 年度の「NGO 連携無償」の大規模な制度変更、および「NGO 連携無償」「草の根技術協力事業」両スキームの増額は、途上国の現場における NGO/ODA 連携の「新時代」の到来を予感させるものです。
- ▶ NGO の事業は、途上国のコミュニティが直接裨益するという意味で、わが国の援助政策の根幹の一つである「人間の安全保障」を具現化するものです。この観点から、現在進行中の「300 日改革」において、NGO による ODA 実施を、ODA の中核的事业の一つとして位置づけることが必要です。
- ▶ こうした認識のもと、NGO プロジェクト向け ODA スキームについては、今後も着実に資金量を増大させ、制度設計においてもユーザー・フレンドリー化をさらに進める必要があります。
- ▶ 一方、NGO は、途上国に膨大に存在するコミュニティ開発の需要を積極的に拾い上げ、途上国現地のニーズにあったプロジェクトを積極的に形成していく必要があります。個々の NGO の努力にとどまらず、NGO セクター全体の公共という観点から、ネットワークを強化して、自らの能力強化や最新の援助潮流の取り込みにあたるべきです。また、コンプライアンスとアカウンタビリティの確保に向けて、より一層の努力を行う必要があります。

### (3) ODA における NGO の能力発現の場の拡充

---

- ▶ ODA 本体事業への NGO の参入は、現在までのところ、極めて低調に終わっています。これは NGO 側に原因があるというだけでなく、一般無償、技術協力プロジェクトなど既存のいわゆる「ODA 本体事業」スキームが、NGO が得意とする中長期的なコミュニティ開発の支援や、現地 NGO の能力強化など、草の根の社会開発に必ずしも適合的でないことにも、大きな要因があります。
- ▶ 二国間援助において、こうした分野の案件形成を積極的に行うことは、本来可能なはずであり、現実にも、他の先進国の援助においては、これらの事業は二国間援助の枠の中でも十分に位置づけられています。ミレニアム開発目標や「人間の安全保障」の実現において、これらの課題に、より大きな資金をもって積極的に取り組めるようになれば、わが国の援助全体の量と質の向上にとって大きなメリットになります。
- ▶ これを達成するためには、現在行われている 300 日改革の延長上で、既存の無償・技協のスキームを抜本的に見直し、一定期間にわたる総合的なコミュニティ開発に資金を投入できるようなプロジェクトの案件形成、および、プログラム・レベルでの協力を可能にするような援助スキームの形成をおこなうことが急務です。
- ▶ NGO と ODA の連携のためには、(2) でみた NGO プロジェクト向け ODA スキームを拡充するとともに、二国間援助のスキームのみを「ODA 本体事業」として高い優先順位を与える形から転換し、NGO 連携無償や草の根技術協力事業などの NGO 向け ODA スキームを拡充し、MDGs の促進、人間の安全保障の確立のための中軸のスキームの一つとして位置づけるべきです。また、それにとどまらず、既存の「ODA 本体事業」の中で NGO が適切に位置づけられるようにすることが不可欠です。これを実現するために、短期的には以下のことがなされる必要があります。

#### a) コミュニティ開発支援無償の改革

- ▶ コミュニティ開発支援無償について、ソフト・コンポーネントの割合を拡大し、わが国の NGO および現地の NGO の参入を促進する必要があります。具体的には、施設の建設に加えて、その維持・発展とコミュニティ開発の促進という観点から、学校などを建設して終わりにするのではなく、数年単位でのコミュニティの強化までをプロジェクトの中に位置づけるなどの改革を行ってはどうでしょうか。

#### b) JICA の技術協力での NGO への実質的な門戸開放

- ▶ JICA は技術協力において、「提案型技術協力」(プロテコ)、「協力準備調査(民間提案型)」などを行い、NGO など民間の知見を技術協力に導入する努力を行ってきました。しかし、NGO の参入は低調でした。その理由として、NGO からは、作業工程や成果物などが JICA のルールに縛られすぎており、NGO として著しく負担が多い、ということが挙げられています。NGO はとくに、「人を通じた援助」という観点から技術協力面でポテンシャルがあり、これらの課題が解決されれば、NGO の参入は進むと思われます。民間提案型の技術協力スキームの設計段階で NGO の参画を図り、より NGO にとってフレンドリーな制度にするための努力が求められます。その一環として、JICA-NGO 協議会などの機会を通じ、NGO の参入を促進するための方策についても検討がなされています。

### (4) 国際協力 NGO の国内活動環境整備

---

- ▶ 既存の NGO 活動環境整備支援事業は、国際協力 NGO の国内での事業基盤の確立や能力の向上に非常に大きな役割を果たしてきました。NGO と ODA の連携の「新時代」にあっては、この事業を拡充し、より多面的に運用していくことが重要です。具体的には、

#### a) 政策提言・アドボカシー・キャンペーンにおける連携強化

- ▶ 現在、地球規模の課題に関する多国間の政策形成などの場に、NGO・市民社会が参加するのが当然となっており、また、わが国の政府レベルでの援助政策形成にも、現場や国際的ネットワークに鍛えられた NGO の知見が活用されています。しかし、現状では、NGO のこうした活動を財政的に支えるしくみがありません。
- ▶ 地域別・分野別などの援助政策の形成などにおいて、NGO が持っている集合的な知見を、現実レベルで活用可能な「政策提言」に高められるように、NGO の政策立案・ネットワークを支えるスキームを形成する必要があります。これについては、将来的に民間や個人などからの資金を呼び込めるような枠組みを設定することが望ましいと思われます。

#### b) NGO の能力強化の支援

- ▶ 国際協力のニーズの多様化や援助潮流の変化のスピードに対応できるよう、NGO の能力を集合的に強化することが必要です。「NGO 研究会」スキームの増強が有効と思われます。
- ▶ また、ODA/NGO 連携の促進などのために、NGO が公共の観点から集合的に対応できるような、NGO ネットワークの強化が必要です。

#### c) 地方の NGO による国際協力理解促進の取組の支援

- ▶ 地方において、国際協力の重要性についての市民・国民の理解を深め、また、国際協力に関する参画の機会を作るための NGO の努力を支援するためのスキームが必要です。

冒頭に述べた通り、わが国の ODA は、政府機関のみによって担われる形から、多様な関係者が積極的に連携して、資金、知恵、労力をシェアしながら実施して行く時代へと変わりつつあります。多様な関係者の参加によってはじめて、国際的なパフォーマンスを得ることができる時代となっています。こうした時代においては、NGO と ODA が対等な立場で連携出来る体制を作り出して行くことが不可欠です。NGO セクターにおいては、その準備は整いつつあります。「新時代」を共に切り開く気概をもって取り組んでいきたいと思えます。

## ラウンドテーブル 日本の国際協力と NGO/ODA 連携の未来

2010年3月16日(火) 於:東京・女性と仕事の未来館



2010年3月16日、東京・女性と仕事の未来館にてラウンドテーブル「日本の国際協力と NGO/ODA 連携の未来」を開催しました。

パネリストは、山本栄二氏(外務省国際協力局審議官)、山田彰氏(外務省国際協力局参事官)、熊代輝義氏(独立行政法人国際協力機構企画部審議役)、渋谷弘延氏(社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン事務局長)、石井澄江氏(財団法人家族計画国際協力財団事務局長)、福士庸二氏(特定非営利活動法人 TICO 事務局長、山口)誠史氏(特定非営利活動法人国際協力 NGO センター(JANIC)事務局長)、村田俊一氏(国連開発計画駐日代表)、大野泉氏(政策研究大学院大学教授)、稲場雅紀氏(特定非営利活動法人アフリカ日本協議会国際保健部門ディレクター、「動く→動かす」事務局長)。片山信彦氏(特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン事務局長)が司会を務めました。

世界の貧困削減や途上国の平和構築、開発に向けて NGO と ODA がより効果的に連携していくためには何が必要なのか。ODA はどう変わる必要があるのか。NGO に求められる努力はどのようなものか。そして、実施レベルだけではなく政策レベルでも NGO と ODA が連携することは可能なのか。NGO と ODA の連携にまつわる多くの論点で議論を行いました。

第1部「NGOとODAの連携」では、山田氏、熊代氏、稲場氏が、NGO 連携無償の改革や対話のための協議会、5 年計画推進チームの活動などについて紹介。続く第2部では、山口氏、渋谷氏、福士氏が活動地や組織規模、拠点が異なるそれぞれの立場から現状と課題を提起したほか、他セクターを代表して村田、大野両氏からの発言もありました。「援助政策における連携のあり方」と題した第3部では、北海道・洞爺湖サミットにおける政府と NGO の連携や教育、保健、生物多様性など個別分野での連携に基づいて議論。山本氏、石井氏の発言を足がかりに来場者からの質問も交えつつ、討議を進めました。

会場には約 40 名が詰めかけ、質問も多く聞かれるなど関心の高さが伺えました。



左)山田彰氏、右)稲場雅紀氏



## 参考資料 1

### 2009 年度外務省 NGO 研究会（政府との連携）と 「五ヵ年計画推進チーム」の関係について

本 NGO 研究会は、NGO と ODA の連携のあり方について、現状の課題と提言をまとめることを役割としてきました。この業務にあたっては、本年3月に「NGO 外務省定期協議会・連携推進委員会」の下に設立された「五ヵ年計画推進チーム」の NGO 側委員との連携が不可欠でした。

本 NGO 研究会と「五ヵ年計画推進チーム」は、以下のような協力関係にありました。

#### （1）五ヵ年計画推進チーム NGO 側委員

五ヵ年計画推進チームの NGO 側委員は、政府側委員（民間援助連携室）と協力して、NGO/ODA 連携における政府と NGO との意見交換会を実施したり、NGO 外務省定期協議会・連携推進委員会において NGO/ODA 連携に関わる問題提起や討議のファシリテーションを行うなどの役割を担っています。また、これらに必要なアンケートの実施や集約、結果の分析などを担ってきました。

#### （2）NGO 研究会（政府との連携）事務局

NGO 研究会（政府との連携）では、ODA/NGO 連携において、NGO が調査・研究のために行う学習会、ワークショップ、ラウンドテーブルなどを主催し、その成果を成果物（本書）にまとめるといった活動を行いました。この活動にあたっては、五ヵ年計画推進チームの NGO 側委員と協力しました。

## 参考資料 2

### 外務省 NGO 研究会と五カ年計画推進チームの 実施事業概要

★＝研究会企画・共催 ◇＝五カ年計画推進チーム開催

日時	企画表題	講師・リソースパーソンなど	趣旨・成果
<b>【無償資金協力】</b>			
2009 年			
12 月 9 日 ★	ワークショップ「無償資金協力に関して総合的に学ぶ」	司会：稲場雅紀(AJF)、講師：高橋了氏(外務省国際協力局開発協力総括課)、蟹川わかな氏(外務省国際協力局緊急・人道支援課)	NGO として必ずしもなじみのない、多くの「無償資金協力」スキームについて、総合的に知見を深めるためにワークショップを行った。
<b>【NGO 連携無償】</b>			
2009 年			
4 月 27 日 ◇	第 1 回 NGO 連携無償意見交換会(活動環境整備支援事業意見交換会も同時開催)	外務省国際協力局民間援助連携室	今年度活動概要構築のため ODA/NGO 連携の方向性を模索。
7 月中旬 ★	アンケート「NGO 連携無償資金需要」	N/A	NGO の潜在的な資金需要額を調査し明確な金額として具体化。
7 月 28 日 ◇	第 2 回 NGO 連携無償意見交換会	外務省国際協力局民間援助連携室	アンケート結果を元に NGO 側より資金需要の現状説明を実施。
11 月 30 日 ★	NGO 連携無償の制度改善についてのワークショップ	司会：山口誠史氏(シェア)、提起：稲場雅紀氏(AJF*1)、ファシリテーター：今西浩明氏(WVJ*2)	日本 NGO 連携無償に対する NGO 側の要望を集約して、提案の形にするためにアンケートを実施、その結果をふまえたワークショップを実施。
2010 年			
1 月初旬 ★	アンケート実施 NGO 連携無償の制度改革	N/A	過去 2 回の意見交換会交換会をふまえ NGO 側意見集約の最終調整を実施。
1 月 20 日 ◇	第 3 回 NGO 連携無償意見交換会	外務省国際協力局民間援助連携室	NGO 側からの最終意見集約を提出。外務省より制度変更点と今後の可能性提示を受ける。
<b>【コミュニティ開発支援無償】</b>			
2009 年			
2 月 27 日 ◇	第 1 回コミュニティ開発支援無償勉強会	外務省国際協力局無償資金協力・技術協力課、民間援助連携室	外務省国際協力局無償技協課から講師を招きスキーム制度・実績の詳しい説明を頂く。
6 月 18 日 ◇	第 2 回コミュニティ開発支援無償勉強会	外務省国際協力局無償資金協力・技術協力課、民間援助連携室	第 1 回勉強会をふまえて、2009 年度の事業形成予定案件を中心に実務的な意見交換を実施。

12月17日 ★	ワークショップ「どうするコミュニティ開発支援無償」	司会：稲場雅紀氏(AJF)、講師：山田絵美氏(JEN)・今西浩明氏(WVJ)、楠田一千代氏(AJF)	「コミ開無償」申請および実施に関する経験のある NGO からの報告を受け、「コミ開無償」を NGO にとって、よりフレンドリーなものにするための抜本的な改革の提案を作るためにワークショップを開催した。
<b>【活動環境整備支援事業】</b>			
2009年			
4月下旬 ◇	アンケート「活動環境整備支援事業に関する NGO の需要」	N/A	本スキームに対する NGO 側の認識・評価を確認。潜在的な資金需要額を調査し明確な金額として具体化。
4月27日 ◇	活動環境整備支援事業意見交換会(NGO連携無償の意見交換会をも同時開催)	外務省国際協力局民間援助連携室	「今後のあり方」に重点を置き、NGO 側から改善点を挙げ、外務省から対応の方向性を説明頂いた。
<b>【協力準備調査(旧:民間提案型プロジェクト形成調査)】</b>			
2009年			
2月2日 ★	ワークショップ「仕組みを知ろう:民間提案型プロジェクト形成調査」	司会：稲場雅紀氏(AJF)、講師：定松栄一氏(SCJ*3)、譲尾進氏(JICA)、清原剛氏(JICA)	JICA が実施している技術協力のスキームのうち、最近新たに設けられた「民間提案型プロジェクト形成調査」(提案型プロ形)に焦点を当て、「提案型プロ形」を実施した NGO からの経験や現状の課題をシェアするためにワークショップを開催した。
<b>【全体】</b>			
2010年			
2月9日 ★	ワークショップ「米国・英国の NGO/ODA 連携はどうなっているか？」	司会：稲場雅紀氏(AJF)、講師：デーヴィッド・フィトン氏(駐日英国大使館公使)、ジョン・ビード氏(駐日米国大使館・USAID)、山本理夏氏(PWJ*4)、堀江良彰氏(AAR*5)	米国・英国などの NGO 連携スキームについて、各国大使館の開発担当者、これらの国々の NGO 連携スキームに登録している日本の NGO などから報告を受け、日本の NGO 連携スキームのあり方について検討するためにワークショップを開催した。
3月16日 ★	ラウンドテーブル「日本の国際協力と NGO/ODA 連携の未来」	司会：片山信彦氏(WVJ)、パネリスト：山本栄二氏(外務省国際協力局審議官)、山田彰氏(外務省国際協力局参事官)、熊代輝義氏(独立行政法人国際協力機構企画部審議役)渋谷弘延氏(SCJ)、石井澄江氏(ジョイセフ)、福士庸二氏(TICO)、山口誠史氏(JANIC)、村田俊一氏(UNDP 駐日代表)、大野泉氏(GRIPS)	上記 5 回の NGO 研究会の取り組み+五カ年計画推進チームの取り組みなどで明確になった課題や改善のための提案を報告し、各界の識者や関係機関などから提言やインプットを頂くラウンドテーブルを開催した。

\*1 AJF: 特定非営利活動法人アフリカ日本協議会 \*2 WVJ: 特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン \*3 SCJ: 社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン \*4 PWJ: 特定非営利活動法人ピース・ウィンズ・ジャパン \*5 AAR: 特定非営利活動法人難民を助ける会

## おわりに

わが国最初の国際協力のための NGO/ODA 連携スキームとして「NGO 事業補助金」が設置されてから、2009 年度で 20 年。この記念すべき年に、「国際協力における NGO/ODA 連携の強化」を目的とする「外務省 NGO 研究会」を実施できたことは、私たちにとって大変名誉なことでした。

また、外務省をはじめとする多くの方々の努力によって、この記念すべき年に、日本 NGO 連携無償の制度変更や予算の増額、草の根技術協力事業の予算の増額がなされ、NGO/ODA 連携の展望が大きく切り開かれました。NGO 側にとっても、大きな責任が課されたと言えます。私たち NGO は、わが国の国際協力を担う一つのセクターとして、政府や民間セクターとともに、この機会を生かしていく必要があります。

一つ忘れてはならないのは、NGO と ODA の連携は、よりよい国際協力を行うための手段であるということ、わが国の国際協力は、わが国の国民・市民と、援助の行き先である途上国の人々に裨益するものである必要があるということです。すべての人々が、暴力や欠乏の脅威にさらされずに、安全と自由を享受できる世界の実現のために、様々なセクターと手を取り合って、微力ながら一歩一歩努力して行きたいと思います。今後、NGO と ODA の連携がいつそう進み、日本の国際協力が世界でいつそう大きな尊敬を集める日が来ることを願ってやみません。

2009 年度外務省活動環境整備支援事業  
NGO 研究会（政府との連携）  
事務局 特定非営利活動法人アフリカ日本協議会  
代表理事 林 達雄  
担当責任者 稲場 雅紀

## 謝辞

本研究会の運営にあたって、本当に多くの人々のご参加・ご協力を頂きました。ここにお礼を述べたいと思います。本研究会の講師やリソースパーソン、ファシリテーターを務めてくださった日本国政府・外務省、独立行政法人国際協力機構、駐日アメリカ合衆国大使館、駐日英国大使館、国際機関、研究者、NGO の皆様、多くの情報や技術を提供していただき、本当にありがとうございました。本研究会や五ヵ年計画推進チームに関わる業務のために寸暇を惜しんで努力してくださった外務省国際協力局民間援助連携室の皆様、本書の作成において積極的にご助言くださった外務省国際協力局開発協力総括課の皆様、五ヵ年計画推進チームを NGO 側で担ってくださった特定非営利活動法人国際協力 NGO センター（JANIC）、特定非営利活動法人シェア＝国際保健協力市民の会、社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、特定非営利活動法人難民を助ける会、特定非営利活動法人日本ケナフ開発機構、特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパンの皆様。本研究会の達成は皆様のご参加・ご協力の賜物です。最後に、研究会の事務局業務を献身的に支えてくれた三宅紗知子さん、阿部寿子さんに心から感謝します。本当にありがとうございました。

平成 21 年度（2009 年度）外務省 NGO 研究会事務局  
担当責任者 稲場 雅紀



## 日本の国際協力とNGO/ODA連携の未来

～政府とNGOのよりよい連携を求めて～

平成21年度 NGO 活動環境整備支援事業  
NGO 研究会(政府との連携) 成果物

発行 外務省国際協力局民間援助連携室  
〒105-8519 東京都千代田区霞が関2-2-1  
TEL 03-3580-3311 (外務省代表)

実施 特定非営利活動法人アフリカ日本協議会(担当:稲場雅紀・笠原由晶)  
〒110-0015 東京都台東区東上野1-20-6 丸幸ビル2F  
TEL 03-3834-6902  
FAX 03-3834-6903  
E-MAIL [info@ajf.gr.jp](mailto:info@ajf.gr.jp)  
URL <http://www.ajf.gr.jp/>

\*本書に関するお問い合わせは、アフリカ日本協議会にお願いいたします。